

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成24年度第2回総会 次第

日 時 平成25年3月26日 15時00分～

場 所 福島テルサ4階 「すりかみ」

1 開 会

2 あいさつ

3 議長選出

4 議事録署名人および書記任命

5 報告事項

報告事項1 大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施方針及び業務方法書について

報告事項2 規約及び諸規定の一部改正について

報告事項3 平成25年度産米の生産数量目標調整取組み方針について

報告事項4 平成24年度上期内部監査の結果について

6 議 題

議案第1号 平成24年度歳入歳出補正予算(案)について

議案第2号 平成25年度事業計画(案)について

議案第3号 平成25年度歳入歳出予算(案)について

議案第4号 平成25年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

議案第5号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

議案第6号 平成25年度産地資金に係る枠配分・設定の方針(案)について

議案第7号 事務手続き等に関する付帯決議について

7 閉 会

大豆・麦等生産体制緊急整備事業について

平成 2 5 年 3 月 2 6 日
県水田農業産地づくり対策等推進会議

1 事業の概要 別紙のとおり

2 国予算額 33,357百万円（24年度補正）

3 県推進会議への割当 315,815千円

4 大豆・麦等の生産拡大に向けた取組方針

本県の大豆・麦の生産は、東日本大震災により、特に浜通り地方で大きな打撃を受け、震災から2年を経過した現在も作付けが回復していない状況にある。

さらに放射性物質汚染の影響による風評や、放射性物質の吸収抑制対策が確立されていないなど、大豆・麦の生産振興に困難な状況が続いている。

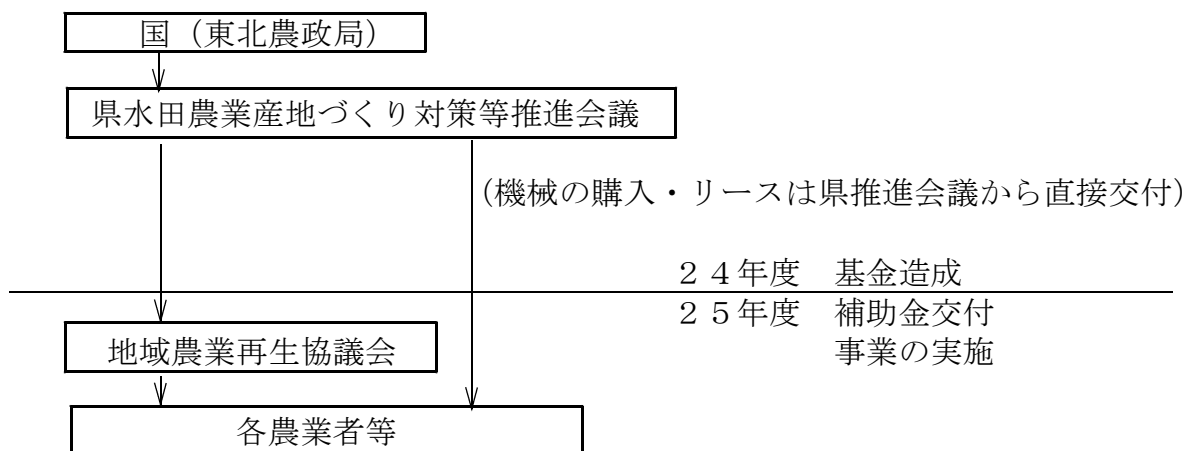
このため、本事業を活用し、ほ場条件の改善や機械のリース導入、資材の購入など大豆・麦の生産拡大のための取組を総合的に支援し、本県の大豆・麦の生産を震災前の水準以上に早期に引き上げる。

表 大豆・麦の作付面積

作物名	平成22年度			平成24年度（現状）		
		田	畑		田	畑
大豆	2,880ha	1,660 ha	1,220 ha	1,926ha	1,030 ha	896 ha
麦	466ha	375 ha	91 ha	270ha	176 ha	94 ha
合計	3,346ha	2,035 ha	1,311 ha	2,196ha	1,206 ha	990 ha

5 事業の概要

(1) 資金の流れ



(2) 支援内容

- ア 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組
- イ ほ場条件の改善に向けた取組
- ウ その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組

支援の例

- ・ 機械の購入やリース
- ・ 資材の購入に要する経費
- ・ 簡易な土壌改良に要する経費
- ・ 検討会の開催に要する経費

6 スケジュール

24 年 度	3月14日まで	規約等の改正
	3月14日	交付申請
	3月18日	補助金の請求
	3月22日	入金（基金造成）

25 年 度	4月	県事業計画の承認申請 → 国の承認 （第1回申請受付）
	4月下旬	取組の承認・交付決定
		⋮ （以後、月1回程度締切設定し申請受付）

大豆・麦等生産体制緊急整備事業

【33, 357百万円】

大豆・麦等の生産拡大に緊急かつ積極的に取り組む地域に対して、地域の生産体制整備を支援することにより、これらの生産拡大を図ります。

事業内容

大豆・麦等の生産拡大を図るため、都道府県農業再生協議会に補助金を交付し、地域の実情に応じ、農業機械のリース導入、新品種への転換、ほ場条件の改善など、大豆・麦等の生産拡大のための取組を総合的に支援します。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組（機械の購入・リースや資材の購入等に要する経費）
- ② ほ場条件の改善に向けた取組（簡易な土壌改良に要する経費）
- ③ その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組（検討会の開催等に要する経費）

(2) 協議会が支援を行う場合の補助率

機械購入・リース費用等は1/2以内、資材購入費、検討会費等は10/10以内

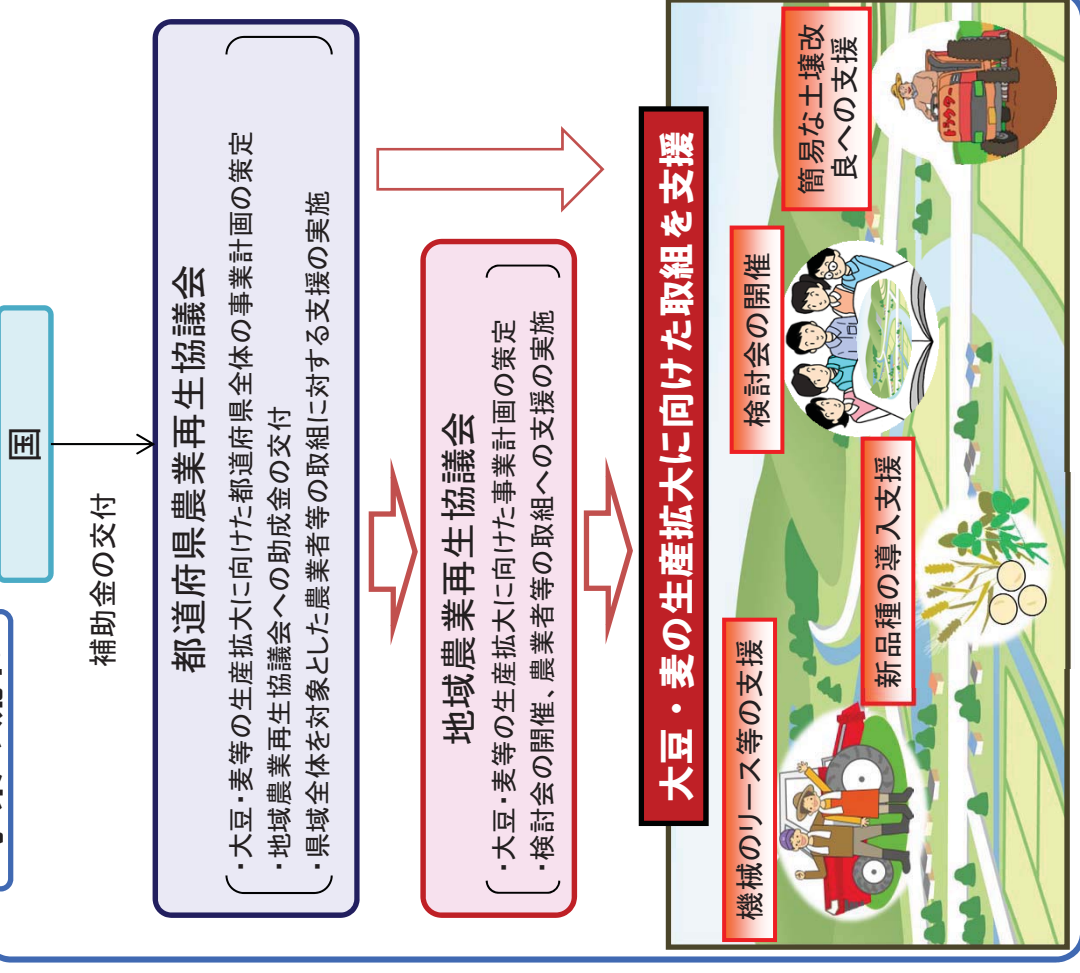
※ 地域の判断により、大豆・麦以外にも、国からの交付額の一定割合を大豆・麦と組み合わせて生産される土地利用型作物に係る取組へ助成することも可能とします。

交付先

都道府県農業再生協議会に一括で補助金を交付します。

※ 県協議会への交付額は、当該県における大豆・麦の作付面積に一定額（水田：10千円/10a、畑：3千円/10a）を乗じた額を上限とします。

事業の流れ



大豆・麦等生産体制確立推進事業 都道府県実施方針
兼基金造成計画書

第1 大豆・麦等の生産拡大に向けた取組方針

本県の大豆・麦の生産は、東日本大震災により、特に浜通り地方で大きな打撃を受け、震災から2年を経過した現在も作付けが回復していない状況にある。
さらに放射性物質汚染の影響による風評被害が広がるなど、大豆・麦には不利な状況が続いている。
大豆・麦生産体制緊急整備事業を活用し、生産体制と品質の向上を図り、震災前の水準までの早期回復及び震災前以上の生産拡大に取り組む。

第2 作付計画面積

(ha)

作物名	H24(現状)		H27(目標年度)
	田	畑	
大豆	1,030 ha	896 ha	2,880 ha
麦	176 ha	94 ha	466 ha
	ha	ha	ha
	ha	ha	ha
合計	1,206 ha	990 ha	3,346 ha

第3 実施計画額(基金造成額)

取組内容		金額(千円)	備考
1 助成金交付及び都道府県協議会自ら行う取組に要する経費	(1) 品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組	274,815	
	(2) ほ場条件の改善に向けた取組	20,000	
	(3) その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組	20,000	
2 都道府県協議会として執行する事務費		1,000	
合計(1+2)		315,815	

※ 「2 都道府県協議会として執行する事務費」については、「合計(1+2)」に対する割合が1%以内又は50万円未満であること。

大豆・麦等生産体制緊急整備事業 業務方法書

第1章 総 則

(目的)

第1条 この業務方法書は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「県協議会」という。）が大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2847号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2848号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱（平成25年2月26日付け24生産第2846号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に基づき行う大豆・麦等生産体制確立推進事業（以下「本事業」という。）に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営に関する基本方針)

- 第2条 県協議会は、その行う業務の重要性に鑑み、実施要綱、交付要綱、実施要領、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定に当たって東北農政局長から付された条件、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に実施要綱第2に基づき行う事業に要する経費を支払うために必要な基金を安全に管理しつつ、地域農業再生協議会（農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱（平成23年4月1日付22経営第7135号農林水産事務次官依命通知）第2の2の（2）に定める地域農業再生協議会。（以下「地域協議会」という。）に対する本事業に係る助成金の交付その他の業務を公正、適正かつ効率的に運営しなければならない。
- 2 県協議会は、実施要綱、交付要綱、実施要領その他の法令等を遵守するとともに、本業務方法書に定めた手続に従って、本事業を行う県内の地域協議会に対し、本事業に係る助成金を交付するものとする。

第2章 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施

(都道府県実施方針)

第3条 県協議会長は、実施要領第4の1に定めるところにより都道府県実施方針を作成し、国の承認を受けた場合、県協議会の区域内の地域協議会長に周知するものとする。

(都道府県事業計画)

第4条 県協議会長は、実施要領第4の2の（1）のアに定めるところにより都道府県事業計画を作成し、国の承認を受けた後、県域全体での取組を行う場合にあっては、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に県域全体の取組の内容を周知するものと

する。

（地域事業計画）

- 第5条 地域協議会長は、本事業を実施しようとする場合には、実施要領第4の2の（2）のアに定めるところにより地域事業計画を作成し、県協議会長に提出するものとする。
- 2 県協議会長は、提出された地域事業計画の内容について実施要綱、実施要領等に照らして審査し、審査の結果、取り組むべき計画として認めた場合は、都道府県事業計画に反映するものとする。
- 3 県協議会長は、都道府県事業計画について国の承認を受けた後、別紙様式第1号により都道府県事業計画に含まれた地域事業計画を承認するものとする。
- 4 地域協議会長は、地域事業計画の承認を受けた後、速やかに本事業の交付の対象となり得る者に地域事業計画の取組の内容を周知するものとする。

（取組計画書兼助成金申請書）

- 第6条 地域協議会長又は県協議会長は、実施要領第4の3の（1）により取組計画書兼助成金申請書の様式を定め、必要に応じて本事業の交付の対象となり得る者に配布し、一定の申請期間を設けた提出期限を定めるものとする。
- 2 実施要領第2の2で定める取組参加者は、地域事業計画又は都道府県事業計画で定めた取組の実施に必要な経費について、実施要領第4の3の（2）に定めるところにより取組計画書兼助成金申請書を作成し、当該取組を定めた地域協議会長又は県協議会長に提出するものとする。
- 3 取組参加者は、前項の取組計画書兼助成金申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。
- 4 地域協議会長又は県協議会長は、第2項の取組計画書兼助成金申請書の提出を受けるとに当たっては、取組計画書兼助成金申請書の提出者に対して、第1項の助成金の授受に関して必要な以下の事項についての承諾を得なければならない。
- ① 地域協議会長又は県協議会長から、当該助成金に関する報告や立入調査を求められた場合にはそれに応じること。
 - ② 当該助成金に係る契約書や領収書等の証拠書類を5年間保存すること。
 - ③ 上記①、②及び実施要綱・実施要領等に定められた要件を満たさないことが判明した場合、助成金を返還すること。
 - ④ 個人情報の取扱いに関する事項
- 5 地域協議会長又は県協議会長は、取組参加者より取組計画書兼助成金申請書の提出があった場合には、審査を行い、その内容が地域事業計画又は都道府県事業計画等に照らして適当である場合は、これを承認し、取組計画書兼助成金申請書の提出者に別紙様式第2号により通知するものとする。

なお、取組計画書兼助成金申請書の検査・審査に当たっては、地域協議会にあって

は市町村、県協議会にあっては県に属する補助事業に精通した者が主となり実施するなどその精度を高めるように努めるものとする。

- 6 地域協議会長又は県協議会長は、計画していた以上の申請があった場合には、地域事業計画又は都道府県事業計画に定める「計画していた以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づき、取組参加者の優先順位等の決定や助成率等の調整を行い、取組計画書兼助成金申請書の提出者に別紙様式2号によりその結果を通知するものとする。
- 7 地域協議会長又は県協議会長は、地域協議会又は県協議会の構成団体から取組参加者として申請があった場合は、当該申請に係る要件確認及び選定等に当該団体の者を関与させてはならないものとする。

（取組計画書兼助成金申請書の変更）

第7条 実施要領第4の3の（3）で定める承認が必要な変更とは、以下に掲げる重要な変更とする。

- ① 取組の中止又は廃止
- ② 取組参加者の変更（リース契約における債務承継は除く。）
- ③ 事業費の3割を超える増減
- ④ 取組の変更・追加・削除

（大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る事業の執行）

第8条 県協議会及び地域協議会は、都道府県事業計画又は地域事業計画において自らが取組を行うこととしている場合には、国又は県協議会より承認を受けた後、当該事業計画に基づいて取組を行うものとする。

（概算払の請求）

第9条 地域協議会長は、自ら行う取組に限り、県協議会長に別紙様式第3号により第6条第5項による承認通知を基に概算払請求を行うことができるものとする。

（取組報告書兼助成金請求書）

第10条 第6条第5項により取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は承認を受けた取組計画書兼助成金申請書について取組参加者と共同で申請した者（以下「共同申請者」という。）は、地域協議会長又は県協議会長が定める提出期限までに、取組の実施に必要な経費の請求について、別紙様式第4号により当該承認を受けた協議会に提出するものとする。

- 2 第6条第3項のただし書により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで助成金の申請をした取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼助成金請求書を提出するに当たって当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを助成額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6条第3項のただし書の適用を受けた取組参加者又は共同申請者は、第1項の取組報告書兼助成金請求書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により

本事業に要する経費に対する当該助成金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（取組報告書兼助成金請求書において、前項の規定により減額した場合には、当該金額が減じた額を上回る部分の金額）について別紙様式第9号により速やかに地域協議会長又は県協議会長に報告するとともに、地域協議会長又は県協議会長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（地域事業計画に係る助成金の請求）

第11条 地域協議会長は、第10条第1項に基づき取組報告書兼助成金請求書の提出があった場合には、検査を行い、その内容が実施要綱及び実施要領等に照らして適正であると認めた場合は、地域協議会が自ら行う取組の実施に必要な経費と合わせて助成額を取りまとめ、県域全体の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を行う場合にあっては当該事務に係る必要額を加えて、別紙様式第5号により県協議会長に請求を行うものとする。

- 2 地域協議会長は、地域事業計画に定める「計画していた以上の申請があった場合の調整方法」により助成率等を調整する必要がある場合には、それに従い、助成率等の調整を行うものとする。

（大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る助成金の支払）

第12条 県協議会長は、地域協議会長から第11条の請求があった場合には、検査・審査を行い、その内容が適正であると認めた場合は、第16条第1項の基金から速やかに助成金を地域協議会長に交付するとともに、地域協議会長に当該助成額を別紙様式第6号により通知するものとする。

- 2 地域協議会長は、県協議会長から当該助成金を交付された場合には、遅滞なく取組報告書兼助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、助成額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 3 県域全体の取組を行う場合にあっては、県協議会長は第11条第1項に準じて助成額を取りまとめ、第2項に準じて取組報告書兼助成金請求書の提出者に助成金を交付するとともに、県協議会長は、取組報告書兼助成金請求書の提出者に交付額を別紙様式第7号により通知するものとする。
- 4 3の場合、検査、助成金交付等に係る事務を、地域協議会長が行うことも可能とする。

（事務経費）

第13条 県協議会長の承認を受けた地域事業計画に係る事務に要する経費は助成の対象とする。

- 2 対象となる事務費の範囲については、実施要領別表のとおりとする。
- 3 県協議会長は、地域協議会の事務費としての活用可能額を定め、地域協議会長へ通知するものとする。
- 4 県協議会長は、県域全体の取組に係る検査及び助成金交付等の事務を関係地域協議会長が行う場合、当該事務経費を県協議会の事務経費として、地域協議会長からの請求に応じて支払うものとする。

(助成金の返納)

第14条 本事業に係る助成金の交付を受けた者又は共同申請者は、助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の全部又は一部を助成金の交付を受けた地域協議会長又は県協議会長に返納しなければならない。

2 県協議会長及び地域協議会長は、本事業に係る助成金の交付を受けた者又はその共同申請者が、県協議会長及び地域協議会長から助成金を受けた後に交付要件を満たさないこと等が判明した場合には、助成金の交付を受けた者又は共同申請者に対して助成金の全部又は一部について、期日を定め返納を命じることができるものとする。

3 前項により返納を命ぜられた者は、当該助成金を地域協議会長又は県協議会長に返納しなければならない。

4 第1項又は第3項により返納があった地域協議会長は、速やかに県協議会長に返納しなければならない。

5 県協議会長は、地域協議会長が実施要綱、実施要領その他の法令等に違反したと認めた場合又は本業務方法書に定めた手続に従っていないと認めた場合には、本事業に係る助成金の全部又は一部について、返納を命じることができるものとする。この場合には、県協議会長は、違反等の内容、返納の額及び返納の期日を記載した書面を当該地域協議会長に送付しなければならない。

6 前項の助成金の返還を命じられた地域協議会長は、前項の期日までに命じられた額を県協議会長に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、地域協議会長は、県協議会長に対し、期日の延長又は返還の全部若しくは一部の取消しを求めることができるものとする。この措置を求める場合には、地域協議会長は、期日までに返納できない理由又は返納を困難とする理由を記載した書面を返納の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。

7 県協議会長は、当該地域協議会長より前項の期日の延長又は返納の全部若しくは一部の取消しを求めた申請があった場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返納の額及び返納の期日を記載した書面（期日の延長の場合にあっては返納の期日のみを、返納の全部の取消しの場合にあってはその旨を記載した書面）を当該地域協議会長に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を当該地域協議会長に通知するものとする。

8 県協議会長は、当該地域協議会長が第2項の返納を相当の期間行わない場合又は第6項の返還の期日（前項の規定により期日の延長を行った場合にあってはその期日、前項の規定により期日の延長を認めなかった場合にあっては第2項の期日に第5項の書面を県協議会長が申請の提出を受けた日から前項の書面が当該地域協議会長に到達した日までの日数を加えた日に、さらに5営業日を加えた日）を経過してもなお行わない場合には、当該地域協議会長への本事業に係る交付金の交付を停止するとともに、東北農政局長からその他とるべき措置について指示を受け、その指示の内容について総会の議決を得なければならない。

9 第3項又は第4項により返納があった県協議会長は、速やかに東北農政局長へ報告

し、国への返納手続等について指示を受けるものとする。

（事業の中止又は廃止）

第15条 第6条第5項により取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた取組参加者又は地域協議会長は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに当該地域協議会長又は県協議会長に報告してその指示を受けなければならない。この指示を求める場合には、地域協議会長は、事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を県協議会長に提出しなければならない。

第3章 基金の管理

（基金の管理）

第16条 県協議会は、要綱第2の1の基金造成事業により造成した基金について大豆・麦等生産体制緊急整備基金（以下「基金」という。）として勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して管理しなければならない。

2 県協議会は、基金を国の承認を受けた都道府県事業計画に係る県協議会自ら行う執行及び本事業に係る助成金の交付以外の用途に使用してはならない。また、当該助成金の交付は、基金から行われなければならない。

3 県協議会は、本事業について、県協議会に加え地域協議会ごとに収支を明確にしておかなければならない。

4 県協議会は、第1項の基金を（新ふくしま農業協同組合）・（普通貯金無利息型）により管理する。

5 県協議会は、前項の管理からやむを得ず生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

6 県協議会長は、本事業を終了した場合において、基金になお残余があるときは、その国庫への返還手続き等について東北農政局長の指示を受けるものとする。

第4章 報 告

（事業実施状況の報告）

第17条 地域協議会長は、別紙様式第8号により本事業の実施状況報告書を作成し、事業を実施した翌年度の6月30日までに県協議会長に報告するものとする。

（事業の評価）

第18条 県協議会長は、要領第5の2の事業評価報告書の作成に当たっては、本事業に係る助成金の交付を受けた者又は共同申請者及び地域協議会に対して、実施した取組による効果の発現状況の報告を求めることができるものとする。

第5章 雑 則

（事業期間）

第19条 本事業の事業期間は、実施要綱施行日から平成26年3月31日までとする。

（財産の管理等）

第20条 県協議会長、地域協議会長は、本事業に係る助成金の交付を受けた者又は共同申請者に対して、本事業により取得した財産を、本事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従い、効率的な運用を図るように指示しなければならない。

- 2 取得財産を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、その全部又は一部を第14条に準じて国に納付させることがある。

（財産の処分の制限）

第21条 県協議会長又は地域協議会長は、本事業に係る助成金の交付を受けた者に対して、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年八月二十七日法律第百七十九号）」第22条に準じて、本事業により取得した財産を地域協議会長又は県協議会長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しないよう指示しなければならない。

- 2 本事業により取得した財産のうち、第1項の規定の対象となるものは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）」第13条第4号の規定に準じ、1件当たりの取得価格が50万円以上のものと定めるものとする。
- 3 第2項の財産の処分を制限する期間は、助成金交付の目的及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」を勘案して、「農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）」第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）に準じることとする。
- 4 本事業に係る助成金の交付を受けた者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地域協議会長又は県協議会長の承認を受けなければならない。
- 5 第4項に規定する手続きは、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じて行うこととし、県協議会長は、必要に応じて地方農政局長等へ処分に当たっての意見を求めることができることとする。
- 6 第20条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（帳簿の備付け等）

第22条 県協議会、本事業に係る助成金の交付を受けた地域協議会及び取組参加者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

- 2 取得財産が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、別紙様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 3 県協議会長は、必要に応じて、当該地域協議会長に対し、助成金に係る経理内容を

調査し、県協議会長への助成金の請求の基礎となった関係書類等の閲覧を求めることができるものとする。

（その他）

第23条 本業務方法書に定めるもののほか、本事業に係る業務の方法についての細部の事項については、必要に応じて、東北農政局長の承認を受け県協議会長が別に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、東北農政局長の承認のあった日から施行する。

(第5条関係) 別紙様式第1号

番 号
年 月 日

〇〇〇地域農業再生協議会長 殿

福島市飯坂町平野字三枚長1-1
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
会 長 長島 俊一

大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る地域事業計画の承認について

平成〇年〇月〇日付け〇〇で申請のあった地域事業計画について承認したので、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認したので通知する。

記

- 1 承認した事業及びその内容は、平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった大豆・麦等生産体制緊急整備事業地域事業計画（以下単なる「計画」という。）記載のとおりとする。
- 2 承認した助成金の額並びに助成金対象経費及びその取組ごとの配分額は、計画記載のとおりとする。
- 3 〇〇〇地域農業再生協議会長は、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱（平成〇年〇月〇日付け〇生産第〇号〇〇通知。以下「実施要綱」という。）、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成〇年〇月〇日付け〇生産第〇号〇〇通知。以下「実施要領」という。）及び大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書（以下「業務方法書」という。）に従わなければならない。
- 4 〇〇〇地域農業再生協議会長は、計画に記載された取組に係る取組参加者又は共同申

請者の取組計画書兼助成金申請書の承認の際には、この助成金に係る実施要綱、実施要領及び業務方法書に従うことを条件としなければならない。

(第6条関係) 別紙様式第2号

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

住 所
〇〇地域農業再生協議会
会 長 印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る
取組計画書兼助成金申請書の承認について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組計画書兼助成金申請書について、下記のとおり全部（又は一部）を承認しましたので、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第6条第5項（第6条第6項）の規定に基づき通知します。

※ 助成金の交付は、取組報告書兼支払請求書により取組が確実に実施されたことを確認した後、行いますので申し添えます。

記

1 承認した取組及び助成額（※1）

整理番号〇 〇〇 〇〇円
整理番号〇 〇〇 〇〇円

2 助成対象外とした取組（※2）

整理番号〇 〇〇
整理番号〇 〇〇

3 助成対象外とした理由（※2）

〇〇のため。

※1 承認した取組がない場合は、記載しなくてよい。

※2 助成対象外とした取組がない場合は、記載しなくてよい。

4 助成金の対象となる事業及びその内容は、上記1のとおりです。

5 助成金の額並びに助成対象経費は、上記1のとおりとします。

6 貴殿は、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱（平成〇年〇月〇日付け〇生産第〇号〇〇通知）、大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要領（平成〇年〇月〇日付け〇生産第〇号〇〇通知）及び大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書（平成〇〇年〇月〇日付け第〇〇号）に従わなければなりません。

7 本通知に違反した場合（貴殿の責めに帰さない場合を除く）又は事業中止した場合には、支払を受けた助成金を返納しなければなりません。

※以下、必要に応じて取組毎等に用件を付すことができる。

(参考例)

- 8 本事業により取得した機械を、助成金の交付を受けた県協議会長又は地域協議会長の承認を受けることなく、助成金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供してはいけません。
- 9 本事業により機械を導入するため締結したリース契約を、助成金の交付を受けた県協議会長又は地域協議会長の承認を受けることなく、中途解約を行ってはいけません。
- 10 本事業により取得した機械・機器に係る相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、承継が生じる又は生じた場合は、当該承継が確認できる書類を整え、助成金の交付を受けた地域協議会長又は県協議会長に速やかに届け出なければなりません。
- 11 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理するとともに、これらの帳簿及び証拠書類を、助成金を受領した会計年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- 12 取得財産が処分制限期間を経過していない場合においては、前項に規定する書類に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければなりません。

(第9条関係) 別紙様式第3号

番 号
年 月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長 殿

住 所
〇〇地域農業再生協議会
会 長 印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る助成金の概算払請求について

大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第9条の規定に基づき、助成金を概算払により交付されたく、下記のとおり請求する。

記

1 大豆・麦等生産体制緊急整備事業

今回請求額： 円

交付決定額： 円

既請求額： 円

残額： 円

(注1) 交付額の計算の基礎となった資料及び交付要件の確認資料を提示すること。

2 振込先

金融機関名

支店名

種別

口座番号

口座名義

大豆・麦等生産体制緊急整備事業取組報告書兼助成金請求書

〇〇 地域農業再生協議会

会長 〇〇 殿

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

住所

承認を受けた取組計画書兼助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第10条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理 番号	分類	取組名称	対象作 物	面積又 は員数	単価	助成率	事業費		備考
								うち助成金	
合計									

※1 分類欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」品種転換や新技術の導入等による生産性向上、生産体制の強化等の取組

「2」ほ場条件の改善に向けた取組

「3」その他地域一体となって取り組む作付拡大、生産体制の強化等に係る取組

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼助成金申請書の写し（軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。）
- (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類（契約書の写し、作業日誌等）を添付してください。

大豆・麦等生産体制緊急整備事業取組報告書兼助成金請求書

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

会長 長島 俊一 殿

(地域農業再生協議会経由)

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

住所

承認を受けた取組計画書兼助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第10条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理 番号	取組名称

※ 購入による機械の導入に関する取組をあらかじめ県協議会が記入しておく。

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼助成金申請書の写し(軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。)
- (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類(契約書の写し等)を添付してください。

大豆・麦等生産体制緊急整備事業取組報告書兼助成金請求書

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

会長 長島 俊一 殿

(地域農業再生協議会経由)

【取組参加者】

フリガナ

フリガナ

氏名

代表者氏名

印

※代表者氏名は法人・組織のみ記入

〒 ー
住所

電話番号

【リース事業者】

フリガナ

事業者名

代表者名

印

〒 ー
住所

電話番号

承認を受けた取組計画書兼助成金申請書に基づき事業を実施しましたので、下記のとおり報告します。

併せて大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第10条第1項の規定に基づき助成金を請求します。

記

1 助成金請求額

円

2 取組内容

※ 今回請求する取組について、記載してください。

整理番号	取組名称

※ リースに関する取組をあらかじめ県協議会が記入しておく。

3 添付書類

- (1) 取組計画書兼助成金申請書の写し(軽微な変更があった場合においては、承認を受けた計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。)
- (2) それぞれの取組を行ったことが確認できる書類(契約書の写し等)を添付してください。

(第 1 1 条関係) 別紙様式第 5 号

番 号
年 月 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会長 殿

住 所
〇〇〇地域農業再生協議会
会 長 印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る助成金の請求について

大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第 11 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり助成金を請求する。

記

1 大豆・麦等生産体制緊急整備事業

今回請求額： _____ 円 (① + ②)

〔請求額の内容〕

① 地域事業計画分

_____ 円

② 都道府県協議会の取組に係る事務経費

_____ 円

交付決定額 (ア)	円
既請求額 (うち地域事業計画分) (イ)	円
既請求額 (うち都道府県協議会事務経費)	円
残額 (ア) - (イ)	円

(注 1) 助成額の計算の基礎となった資料及び取組要件の確認資料を提示すること。

(注 2) 既請求額に記載する額は、今回請求額は除くこと。

2 振込先
金融機関名
支店名
種別
口座番号
口座名義

(第 12 条関係) 別紙様式第 6 号

番 号
年 月 日

〇〇〇地域農業再生協議会長 殿

住 所 福島市飯坂町平野字三枚長 1 - 1
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
会 長 長 島 俊 一

大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る助成額について

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で請求のあった大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る助成額については、下記のとおり交付したので、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第 12 条第 1 項の規定に基づき通知する。

記

大豆・麦等生産体制緊急整備事業

今回交付額： _____ 円

〔 交 付 額 の 内 容 〕

① 地 域 事 業 計 画 分

_____ 円

② 都 道 府 県 協 議 会 の 取 組 に 係 る 事 務 経 費

_____ 円

番 年 月 号 日

〇〇 〇〇 殿

住所

地域農業再生協議会

会長

印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業に係る助成額の通知について

平成〇年〇月〇日付けで提出のあった取組報告書兼支払請求書の内容のうち下記の内容について助成金を交付したので、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第12条第2項に基づき、通知します。

記

1 助成金交付額

今回交付額 円

交付決定額 円
既請求額 円
残額 円

2 助成金交付額の内訳

(様式第 4 号の取組内容を参照して記載する。)

(第 17 条関係) 別紙様式第 8 号

番 年 月 号 日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

会長 長島 俊一 殿

住所

地域農業再生協議会

会長

印

大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施状況報告書

大豆・麦等生産体制確立推進事業実施状況報告書について、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第17条に基づき、別添のとおり報告する。

(第17条関係) 別添 (別紙様式第8号関係)

大豆・麦等生産体制緊急整備事業 地域実施状況報告書

協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	取組名称	対象作物	面積又は員数	事業費	助成金	備考
合計							

第2 (計画していた以上の申請があった場合) 承認の優先順位等の調整方法

--

第3 大豆・麦等の生産拡大の状況

作物		平成24年産 (現状)			平成25年産 (1年目)			平成26年産 (2年目)			平成27年産 (3年目・目標年度)		
		面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量	面積	単収	収穫量
麦	目標				ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	現状・実績	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	増加率①				%	%	%	%	%	%	%	%	%
	増加率②				%	%	%	%	%	%	%	%	%
大豆	目標				ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	現状・実績	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	増加率①				%	%	%	%	%	%	%	%	%
	増加率②				%	%	%	%	%	%	%	%	%
	目標				ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	現状・実績	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t	ha	kg/10a	t
	増加率①				%	%	%	%	%	%	%	%	%
	増加率②				%	%	%	%	%	%	%	%	%
合計		ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—	ha	—	—

※ 取組に係る助成対象作物すべてについて、適宜行を追加し記入してください。平成24年産(現状)の「現状・実績」欄には、承認された事業計画の数値を転記してください。
 ※ 「増加率①」は平成24年産(現状)に対する割合とし、「増加率②」は、平成27年産(目標年度)に対する割合を記入してください。

第4 (24年産と比較しての) 事業効果発現状況と大豆・麦等の生産拡大に向けた今後の取組について

--

※ 報告3年目において、目標として定めた面積・単収・収穫量に到達しなかった場合、その要因を記入してください。

(第10条2関係) 別紙様式第9号

平成〇〇年度大豆・麦等生産体制緊急整備事業
の仕入に係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇〇農業再生協議会長 殿

住 所

氏 名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって承認のあった取組について、大豆・麦等生産体制緊急整備事業業務方法書第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	業務方法書第12条による助成額の通知額 (平成〇〇年〇〇月〇日付けによる額の確定通知額)	金	円
2	助成金の通知時に減額した仕入に係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る 消費税等相当額	金	円
4	助成金返還相当額(3-2)	金	円

(注) その他参考となる資料を添付すること。
(3の金額の積算の内訳等)

(第22条2関係) 別紙様式第10号

財 産 管 理 台 帳

団体名

実施年度・事業名			平成〇〇年度・大豆・麦等生産体制緊急整備事業													
番号	事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月 日	処分の 内容		
									国庫補助金	その他						
								円	円	円						

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年 4月 8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成19年 6月18日一部改正 平成19年12月25日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成21年 3月27日一部改正 平成21年 6月16日一部改正 平成22年 5月12日一部改正 平成23年 5月23日一部改正 平成24年 3月21日一部改正 平成25年 3月14日一部改正	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約 平成16年 4月 8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成19年 6月18日一部改正 平成19年12月25日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成21年 3月27日一部改正 平成21年 6月16日一部改正 平成22年 5月12日一部改正 平成23年 5月23日一部改正 平成24年 3月21日一部改正
目次 (略)	目次 (略)
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第2条 (略)	第1条～第2条 (略)
(目的) 第3条 推進会議は、<u>行政と農業者団体等との連携を図り、戦略作物の生産振興</u>、地域における需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、農業者戸別所得補償制度等の推進、その他地域____農業の振興等に資することを目的とする。	(目的) 第3条 推進会議は、<u>食料自給率の向上に向けた水田の有効活用による麦、大豆、米粉用・飼料用米等の生産拡大の推進</u>、地域における需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、農業者戸別所得補償制度等の推進、その他地域<u>水田</u>農業の振興等に資することを目的とする。

改 正 後	現 行
(事業) 第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 農業者戸別所得補償制度の推進に関すること。 (2) <u>地域農業再生協議会</u>の指導に関すること。 (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。 2 (略) 第2章 ～ 第6章 第5条 ～ 第24条 (略) 第7章 第25条 (略) 第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金 (2) 国産粗飼料増産対策事業補助金 (3) <u>大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金</u> (4) <u>負担金</u> (5) <u>前年度繰越金</u> (6) <u>その他の収入</u> 第27条 ～ 第30条 (略) 第8章 第31条 この規約および第21条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく<u>東北農政局福島地域センター長</u>に届出なければならない。	(事業) 第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 農業者戸別所得補償制度の推進に関すること。 (2) <u>地域水田農業推進協議会</u>の指導に関すること。 (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。 2 (略) 第2章 ～ 第6章 第5条 ～ 第24条 (略) 第7章 第25条 (略) 第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金 (2) 国産粗飼料増産対策事業補助金 (3) <u>負担金</u> (4) <u>前年度繰越金</u> (5) <u>その他の収入</u> 第27条 ～ 第30条 (略) 第8章 第31条 この規約および第21条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく<u>福島農政事務所長</u>に届出なければならない。 第32条 ～ 第34条 (略)

改 正 後	現 行
第 3 2 条 ～ 第 3 4 条 (略) 第 9 章 雑則 第 3 5 条 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (平成 2 5 年 3 月 1 4 日) <u>1 この規約は、平成 2 5 年 3 月 1 4 日から施行する。ただし、附則第 2 項及び第 3 項の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。</u> <u>2 第 3 条中及び第 4 条中「農業者戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策」に改める。</u> <u>3 第 2 6 条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。</u>	第 9 章 雑則 第 3 5 条 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) 附 則 (略) _____ _____ _____ _____ _____ _____

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後			現 行		
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程			福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程		
平成１６年 ４月 ８日制定			平成１６年 ４月 ８日制定		
平成１７年 ４月１８日一部改正			平成１７年 ４月１８日一部改正		
平成１９年 １月１０日一部改正			平成１９年 １月１０日一部改正		
平成１９年 ３月２７日一部改正			平成１９年 ３月２７日一部改正		
平成１９年 ６月１８日一部改正			平成１９年 ６月１８日一部改正		
平成２０年 ６月２０日一部改正			平成２０年 ６月２０日一部改正		
平成２１年 ３月２７日一部改正			平成２１年 ３月２７日一部改正		
平成２１年 ６月１６日一部改正			平成２１年 ６月１６日一部改正		
平成２２年 ５月１２日一部改正			平成２２年 ５月１２日一部改正		
平成２３年 ５月２３日一部改正			平成２３年 ５月２３日一部改正		
平成２４年 ３月２１日一部改正			平成２４年 ３月２１日一部改正		
<u>平成２５年 ３月１４日一部改正</u>					
第１・２条 （略）			第１・２条 （略）		
（事務処理体制）			（事務処理体制）		
第３条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。			第３条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。		
福島県	農業者戸別所得補償制度等に係る事務 農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	農林水産部水田畑作課長	福島県	農業者戸別所得補償制度等に係る事務 農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	農林水産部水田畑作課長

改 正 後				現 行			
		大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務					
福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等に係る事務 農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長		福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等に係る事務 農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長	
全国農業協同組合連合会 福島県本部	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	米穀部長		全国農業協同組合連合会 福島県本部	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	米穀部長	
福島県米穀肥料協同組合	農業者戸別所得補償制度策等の周知および推進に係る事務	統括部長		福島県米穀肥料協同組合	農業者戸別所得補償制度策等の周知および推進に係る事務	統括部長	
福島県米麦事業協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	専務理事		福島県米麦事業協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	専務理事	
福島第一食糧卸協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	専務理事		福島第一食糧卸協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	業務部長	
福島県担い手育成総合支援協議会	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	会長（福島県農業会議事務局長）		福島県担い手育成総合支援協議会	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	会長（福島県農業会議事務局長）	
福島県耕作放棄地対策協議会	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	事務局長（福島県農業会議		福島県耕作放棄地対策協議会	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	事務局長（福島県農業会議	

改正後			現行		
		農地・経営部長)			農地・経営部長)
2 (略)					
第4条 (略)					
附則(略)					
附則(略)					
附則(略)					
附則(略)					
附則(略)					
附則(略)					
附則(略)					
附則(略)					
附則(略)					
<u>附則(平成25年3月14日議決)</u>					
<u>1 この規程は、平成25年3月14日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日から施行する。</u>					
<u>2 第3条中「農業者戸別所得補償制度等」を「経営所得安定対策等」に改める。</u>					
<u>3 第3条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。</u>					

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成16年 4月 8日制定 平成16年 8月28日一部改正 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 1月10日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成19年 6月18日一部改正 平成20年 3月26日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成21年 3月27日一部改正 平成21年 6月16日一部改正 平成22年 5月12日一部改正 平成23年 5月23日一部改正 平成24年 3月21日一部改正 <u>平成25年 3月14日一部改正</u>	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程 平成16年 4月 8日制定 平成16年 8月28日一部改正 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 1月10日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成19年 6月18日一部改正 平成20年 3月26日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成21年 3月27日一部改正 平成21年 6月16日一部改正 平成22年 5月12日一部改正 平成23年 5月23日一部改正 平成24年 3月21日一部改正
目次 (略)	目次 (略)
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (略)	第1条 (略)
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通知)、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知)、 <u>大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2846号)</u> 及び福島県水田農	第3条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱(平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通知)、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱(平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命通知)、 及び福島県水田農

改 正 後	現 行												
業産地づくり対策等推進会議規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 第3条 （略） （会計区分） 第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、事業年度ごとに区分して経理する。 （1）水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等会計 <u>（2）大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金</u> 2～3 （略） 第5条～第7条 （略） （会計事務責任者） 第8条 （略） 2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。 <table border="1"> <tr> <td>水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等</td><td>福島県農業協同組合中央会農業対策部長</td></tr> <tr> <td>うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務</td><td>福島県担い手育成総合支援協議会長（福島県農業会議事務局長）</td></tr> <tr> <td>うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務</td><td>福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者（福島県農業会議農地・経営部長）</td></tr> </table>	水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長	うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長（福島県農業会議事務局長）	うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者（福島県農業会議農地・経営部長）	業産地づくり対策等推進会議規約（以下「規約」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。 第3条 （略） （会計区分） 第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、事業年度ごとに区分して経理する。 （1）水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等会計 2～3 （略） 第5条～第7条 （略） （会計事務責任者） 第8条 （略） 2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。 <table border="1"> <tr> <td>水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等</td><td>福島県農業協同組合中央会農業対策部長</td></tr> <tr> <td>うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務</td><td>福島県担い手育成総合支援協議会長（福島県農業会議事務局長）</td></tr> <tr> <td>うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務</td><td>福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者（福島県農業会議農地・経営部長）</td></tr> </table>	水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長	うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長（福島県農業会議事務局長）	うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者（福島県農業会議農地・経営部長）
水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長												
うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長（福島県農業会議事務局長）												
うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者（福島県農業会議農地・経営部長）												
水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長												
うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長（福島県農業会議事務局長）												
うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者（福島県農業会議農地・経営部長）												

改 正 後	現 行
大豆・麦等生産体制緊急整備事業費補助金	
福島県農業協同組合中央会農業対策部長	
第9条 （略）	第9条 （略）
第2章～第7章 第10条 ～ 第37条 （略）	第2章～第7章 第10条 ～ 第37条 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
附 則（平成25年3月14日議決）	
1 この規程は、平成25年3月14日から施行する。ただし、附則第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日から施行する。	
2 第2条中「農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱」を「直接支払推進事業費補助金交付要綱」に改める。	
3 第4条中及び第8条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。	

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行																				
福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程 平成16年 4月 8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 1月10日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成22年 5月12日一部改正 平成24年 3月21日一部改正 <u>平成25年 3月14日一部改正</u> 第1条～第4条 (略) (文書管理責任者) 第5条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める事務の区分ごとに文書管理責任者を置く。 2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。 <table> <tr> <td>福島県</td><td>農林水産部水田畑作課長</td></tr> <tr> <td>福島県農業協同組合中央会</td><td>農業対策部長</td></tr> <tr> <td>全国農業協同組合連合会福島県本部</td><td>米穀部長</td></tr> <tr> <td>福島県米穀肥料協同組合</td><td>統括部長</td></tr> <tr> <td>福島県米麦事業協同組合</td><td>専務理事</td></tr> </table>	福島県	農林水産部水田畑作課長	福島県農業協同組合中央会	農業対策部長	全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長	福島県米穀肥料協同組合	統括部長	福島県米麦事業協同組合	専務理事	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程 平成16年 4月 8日制定 平成17年 4月18日一部改正 平成19年 1月10日一部改正 平成19年 3月27日一部改正 平成20年 6月20日一部改正 平成22年 5月12日一部改正 平成24年 3月21日一部改正 第1条～第4条 (略) (文書管理責任者) 第5条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める事務の区分ごとに文書管理責任者を置く。 2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。 <table> <tr> <td>福島県</td><td>農林水産部水田畑作課長</td></tr> <tr> <td>福島県農業協同組合中央会</td><td>農業対策部長</td></tr> <tr> <td>全国農業協同組合連合会福島県本部</td><td>米穀部長</td></tr> <tr> <td>福島県米穀肥料協同組合</td><td>統括部長</td></tr> <tr> <td>福島県米麦事業協同組合</td><td>専務理事</td></tr> </table>	福島県	農林水産部水田畑作課長	福島県農業協同組合中央会	農業対策部長	全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長	福島県米穀肥料協同組合	統括部長	福島県米麦事業協同組合	専務理事
福島県	農林水産部水田畑作課長																				
福島県農業協同組合中央会	農業対策部長																				
全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長																				
福島県米穀肥料協同組合	統括部長																				
福島県米麦事業協同組合	専務理事																				
福島県	農林水産部水田畑作課長																				
福島県農業協同組合中央会	農業対策部長																				
全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長																				
福島県米穀肥料協同組合	統括部長																				
福島県米麦事業協同組合	専務理事																				

改 正 後		現 行	
福島第一食糧卸協同組合	<u>専務理事</u>	福島第一食糧卸協同組合	<u>業務部長</u>
福島県担い手育成総合支援協会	会長（福島県農業会議事務局長）	福島県担い手育成総合支援協会	会長（福島県農業会議事務局長）
福島県耕作放棄地対策協議会	文書管理責任者（福島県農業会議農地・経営部査査役）	福島県耕作放棄地対策協議会	文書管理責任者（福島県農業会議農地・経営部査査役）
3 専門部会に関する文書管理責任者は、会長が別に定める専門部会設置要領の規定によるものとする。 第6条 ～ 第24条 （略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） <u>附 則（平成25年3月14日議決）</u> <u>この規程は、平成25年3月14日から施行する。</u>		3 専門部会に関する文書管理責任者は、会長が別に定める専門部会設置要領の規定によるものとする。 第6条 ～ 第24条 （略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） 附 則（略） _____ _____	

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

平成16年	4月	8日	制定
平成17年	4月	18日	一部改正
平成19年	3月	27日	一部改正
平成19年	6月	18日	一部改正
平成19年	12月	25日	一部改正
平成20年	6月	20日	一部改正
平成21年	3月	27日	一部改正
平成21年	6月	16日	一部改正
平成22年	5月	12日	一部改正
平成23年	5月	23日	一部改正
平成24年	3月	21日	一部改正
平成25年	3月	14日	一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 会員等（第5条－第8条）
- 第3章 役員等（第9条－第12条）
- 第4章 総会（第13条－第19条）
- 第5章 事務局等（第20条－第22条）
- 第6章 専門部会（第23条－第24条）
- 第7章 会計（第25条－第30条）
- 第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分（第31条－第32条）
- 第9章 雑則（第33条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この協議会の名称は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）とする。

（事務局）

第2条 推進会議は、主たる事務局を福島市飯坂町平野字三枚長1番地1に、従たる事務局を県内に7箇所置く。

（目的）

第3条 推進会議は、行政と農業者団体等との連携を図り、戦略作物の生産振興、地域における需要に応じた米の生産の推進、水田農業改革の推進、農業者戸別所得補償制度等

の推進、その他地域農業の振興等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業者戸別所得補償制度の推進に関すること。
- (2) 地域農業再生協議会の指導に関すること。
- (3) その他推進会議の目的を達成するために必要なこと。

2 推進会議は、前項第1号及び第3号に関する事務の一部を、会長が別に定める団体に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(推進会議の会員)

第5条 推進会議は、次に掲げるものをもって構成する。

福島県 福島県農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会福島県本部 福島県米穀肥料協同組合 福島県米麦事業協同組合 福島第一食糧卸協同組合 福島県市長会 福島県町村会 福島県担い手育成総合支援協議会 福島県耕作放棄地対策協議会

(届出)

第6条 会員は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なく推進会議にその旨を届け出なければならない。

(退会)

第7条 会員は、退会しようとするときは、その旨を推進会議に届出なければならない。

2 会員が解散した時は、退会したものとみなす。

(除名)

第8条 推進会議は、会員が推進会議の会員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の7日前までに、その会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第9条 推進会議に次の各号に掲げる役員を置き、それぞれ当該各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 会長 福島県農業協同組合中央会常務理事
- (2) 副会長 福島県農林水産部長
- (3) 監事 福島県市長会事務局長及び福島県町村会事務局長

2 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第10条 会長は推進会議を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して推進会議の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 推進会議の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の解任)

第 11 条 推進会議は、役員が推進会議の役員としてふさわしくない行為をしたときその他の特別の事由があるときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、推進会議は、その総会の開催の日の 7 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第 12 条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総会

(総会の種別等)

第 13 条 推進会議の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第 10 条第 3 項第 3 号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第 14 条 前条第 4 項第 1 号の規定による請求があったときは、会長はその請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を記載した書面をもって会員に通知してしなければならない。ただし、会員全員の同意があり、かつ会議の目的たる事項が第 17 条第 4 号又は第 5 号に掲げるものでないときは、招集の手続を経ないで総会を開催することができる。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表を行う。

(総会の議決方法等)

第 15 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された会議の目的たる事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項であって第17条第4号又は第5号に該当しないものにあつては、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関する事。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事。
- (4) その他推進会議の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第17条 次に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) この規約の変更
- (2) 業務方法書の変更
- (3) 推進会議の解散
- (4) 会員の除名
- (5) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された会議の目的たる事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに推進会議に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を推進会議に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載し、議長及び出席会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
 - (1) 総会の日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、出席会員数及び出席会員の氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

第20条 総会の決定に基づき推進会議の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局の構成は次に掲げるとおりとする。

- (1) 福島県
- (2) 福島県農業協同組合中央会
- (3) 全国農業協同組合連合会福島県本部
- (4) 福島県米穀肥料協同組合
- (5) 福島県米麦事業協同組合
- (6) 福島第一食糧卸協同組合
- (7) 福島県担い手育成総合支援協議会
- (8) 福島県耕作放棄地対策協議会

3 前項各号の事務局の構成団体には、各事務の区分ごとに責任者を置く。

4 推進会議は、業務の適正な執行のため事務局長を置き、福島県農業協同組合中央会農業対策部長をもって充てる。

5 事務局長は、業務を総括して会務を処理する。

(業務の執行)

第21条 推進会議の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次に掲げる規程による。

- (1) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程
- (2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程（以下「会計処理規程」という。）
- (3) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程
- (4) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議公印取扱規程
- (5) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議内部監査実施規程
- (6) その他必要な規程

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 推進会議は、主たる事務局に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) この規約及び前条各号の規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号の規程に基づく書類及び帳簿

第6章 専門部会

(専門部会の設置)

第23条 推進会議は、第3条及び第4条第1項第3号にもとづく水田を活用した作物の産地確立の推進をはかるため、総会の決議により専門部会を設置することができるものとする。

(専門部会の構成と運営)

第24条 各専門部会の構成及び運営方法については、会長が別に定める専門部会設置要領で定めるものとする。

2 専門部会は、その目的達成のために必要な場合には、推進会議会員以外も構成員となることができるものとする。

第7章 会計

(事業年度)

第25条 推進会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第26条 推進会議の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金
- (2) 国産粗飼料増産対策事業補助金
- (3) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金
- (4) 負担金
- (5) 前年度繰越金
- (6) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 推進会議の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 推進会議の事務に要する経費は、第26条各号に掲げる資金をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 推進会議の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(予算の繰越し)

第29条の2 資金の種類が負担金であるもののうち、年度内に支払義務が生じなかったものがあるときは、会計処理規程で定めることにより、その額の一部又は全部を翌年度に繰り越して使用することができる。

(暫定予算等)

第29条の3 会長は、必要に応じて、推進会議の一事業年度のうち一定期間に係る暫定事業計画及び暫定予算を定め、執行することができる。

- 2 前項の暫定予算は、当該事業年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、当該年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
 - 3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、総会の承認を得た後、これを主たる事務局に備え付けておかなければならない。

第8章 規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第31条 この規約および第21条各号の規程に変更があった場合には、推進会議は、遅滞なく東北農政局福島地域センター長に届出なければならない。

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

第32条 第4条第1項第1号の事業が終了した場合及び推進会議が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産がある場合、第4条第1項第1号の事業については福島県知事に、その他の国費相当額については実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより東北農政局長に、それぞれ返還する。

- 2 推進会議の資金のうち、第29条の2に基づき繰り越す額を超える負担金については、各負担者の負担割合に応じて精算するものとする。
- 3 前2項以外の残余財産については、総会の議決を経て推進会議の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

第33条 この規約に定めるもののほか、推進会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月8日から施行する。
- 2 推進会議の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第29条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

附 則 (平成17年4月18日議決)

- 1 この規約は、平成17年4月18日から施行する。
- 2 推進会議の平成17年度の事業計画及び収支予算は、改正前の第29条の規定にかか

わらず、平成１７年度第１回臨時総会の定めるところによる。

附 則（平成１９年３月２７日議決）

この規約は、東北農政局の承認を受けた日から施行する。

附 則（平成１９年６月１８日議決）

この規約は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年１２月２５日議決）

この規約は、平成１９年７月２５日から施行する。

附 則（平成２０年６月２０日議決）

この規約は、平成２０年６月２０日から施行する。

附 則（平成２１年３月２７日議決）

この規約は、平成２１年３月２７日から施行する。

附 則（平成２１年６月１６日）

この規約は、平成２１年６月１６日から施行する。

附 則（平成２２年５月１２日）

- １ この規約は、平成２２年４月１日から施行する。
- ２ 平成２１年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則（平成２３年５月２３日）

- １ この規約は、平成２３年４月１日から施行する。
- ２ 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成２２年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年３月２１日）

この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月１４日）

- １ この規約は、平成２５年３月１４日から施行する。ただし、附則第２項及び第３項の規定は、平成２５年４月１日より施行する。
- ２ 第３条中及び第４条中「農業者戸別所得補償制度」を「経営所得安定対策」に改める。
- ３ 第２６条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程

平成16年4月 8日制定
平成17年4月18日一部改正
平成19年1月10日一部改正
平成19年3月27日一部改正
平成19年6月18日一部改正
平成20年6月20日一部改正
平成21年3月27日一部改正
平成21年6月16日一部改正
平成22年5月12日一部改正
平成23年5月23日一部改正
平成24年3月21日一部改正
平成25年3月14日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）における事務の取扱について必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的にすることを目的とする。

(事務処理の原則)

第2条 推進会議における事務処理は、軽易なものを除き、全て文書をもって行わなければならない。

- 2 ファクシミリ、電子メールその他の方法で照会、回答、報告又は打合せ等を行ったときは、文書に準じて処理する。
- 3 推進会議の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密を重んじ関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにしておかなければならない。

(事務処理体制)

第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。

福島県	農業者戸別所得補償制度等に係る事務 農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農林水産部水田畑作課長
-----	--	-------------

福島県農業協同組合中央会	水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等に係る事務 農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の実施に係る事務 その他規約第4条第1項第2号に係る事務	農業対策部長
全国農業協同組合連合会 福島 県本部	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	農業者戸別所得補償制度策等の周知および推進に係る事務	統括部長
福島県米麦事業協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	専務理事
福島県担い手育成総合支援協議会	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	会長（福島県農業会議事務局長）
福島県耕作放棄地対策協議会	農業者戸別所得補償制度等の周知および推進に係る事務	事務局長（福島県農業会議農地・経営部長）

- 2 専門部会に関する事務処理は、会長が別に定める専門部会設置要領の規程にもとづき実施するものとする。

（雑則）

- 第4条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、推進会議規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成16年4月8日議決）

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

附 則（平成17年4月18日議決）

この規程は、平成17年4月18日から施行する。

附 則（平成19年1月10日議決）

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則（平成19年3月27日議決）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成１９年６月１８日議決）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年６月２０日議決）

この規程は、平成２０年６月２０日から施行する。

附 則（平成２１年３月２７日議決）

この規程は、平成２１年３月２７日から施行する。

附 則（平成２１年６月１６日議決）

この規程は、平成２１年６月１６日から施行する。

附 則（平成２２年５月１２日議決）

１ この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

２ 平成２１年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則（平成２３年５月２３日議決）

１ この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

２ 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成２２年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年３月２１日議決）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月１４日議決）

１ この規程は、平成２５年３月１４日から施行する。ただし、附則第２項及び第３項の規定は、平成２５年４月１日から施行する。

２ 第３条中「農業者戸別所得補償制度等」を「経営所得安定対策等」に改める。

３ 第３条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

平成16年4月 8日制定
平成16年8月28日一部改正
平成17年4月18日一部改正
平成19年1月10日一部改正
平成19年3月27日一部改正
平成19年6月18日一部改正
平成20年3月26日一部改正
平成20年6月20日一部改正
平成21年3月27日一部改正
平成21年6月16日一部改正
平成22年5月12日一部改正
平成23年5月23日一部改正
平成24年3月21日一部改正
平成25年3月14日一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 勘定科目及び会計帳簿類（第10条－第15条）
- 第3章 予算（第16条－第19条）
- 第4章 出納（第20条－第27条）
- 第5章 物品（第28条－第31条）
- 第6章 決算（第32条－第36条）
- 第7章 雑則（第37条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）の会計の処理に関する基準を確立して、推進会議の業務の適正かつ能率的な運営と予算の適正な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 推進会議の会計業務に関しては、福島県農産振興事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付け16生流第2号農林水産部長通知）、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付け22経営第7136号農林水産事務次官依命

通知)、大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金交付要綱(平成25年2月26日付け24生産第2846号)及び福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会計原則)

第3条 推進会議の会計は、次に掲げる原則に適合するものでなければならない。

- (1) 推進会議の会計処理に関し、真実な内容を明瞭に表示すること。
- (2) すべての取引について、正確な記帳整理をすること。
- (3) 会計の処理方法及び手続きは、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計区分)

第4条 推進会議の会計区分は、次に掲げるとおりとし、事業年度ごとに区分して経理する。

- (1) 水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等会計
- (2) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金

2 前項第1号の会計区分については、県からの補助金及び国費並びに負担金をそれぞれ区分経理する。

3 推進会議の業務遂行上必要のある場合は、第1項の会計と区分して、特別会計を設けることができるものとする。

(口座の開設)

第5条 前条の会計に関する口座は新ふくしま農業協同組合に開設する。

(会計年度)

第6条 推進会議の会計年度は、規約に定める事業年度に従い毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計管理責任者)

第7条 会計事務の総合調整を図るため、会計管理責任者を置き、福島県農業協同組合中央会農業対策部長をもって充てる。

(会計事務責任者)

第8条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める各事務の区分ごとに会計事務責任者を置く。

2 次の表の左欄に掲げる事務の区分ごとの会計事務責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等	福島県農業協同組合中央会農業対策部長
うち福島県担い手育成総合支援協議会事務局が所掌する事務	福島県担い手育成総合支援協議会長 (福島県農業会議事務局長)
うち福島県耕作放棄地対策協議会事務局が所掌する事務	福島県耕作放棄地対策協議会経理責任者(福島県農業会議農地・経営部長)

大豆・麦等生産体制緊急整備事業費補助金	福島県農業協同組合中央会農業対策部長
---------------------	--------------------

(帳簿書類の保存、処分)

第9条 会計に関する帳簿、伝票、書類等（第3項において「帳簿等」という。）の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 予算及び決算書類 5年
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 5年
- (3) 証ひょう書類 5年
- (4) その他の書類 3年

2 前項の保存期間は決算完結の日から起算する。

3 帳簿等の焼却その他の処分を行う場合は、会計管理責任者の指示又は承認によって行うものとする。

第2章 勘定科目及び会計帳簿類

(勘定科目)

第10条 各会計区分には、収入及び支出の状況並びに財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設ける。

2 各勘定科目の名称、配列及び内容については会長が別に定める。

(勘定処理の原則)

第11条 勘定処理を行うに当たっては、次に掲げる原則に留意しなければならない。

- (1) すべての収入及び支出は予算に基づいて処理しなければならない。
- (2) 収入と支出は相殺してはならない。
- (3) その他一般に公正妥当と認められた会計処理の基準に準拠しなければならない。

(会計帳簿)

第12条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

2 仕訳帳は、会計伝票をもってこれに代える。

3 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票及び総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

4 総勘定元帳及び補助簿の様式は会長が別に定める。

(会計伝票)

第13条 一切の取引に関する記帳整理は、会計伝票により行うものとする。

2 会計伝票は次のとおりとし、その様式は会長が別に定める。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

3 会計伝票は、証ひょうに基づいて作成し、証ひょうとともに保存する。

4 会計伝票は作成者が押印し、会計事務責任者の承認印を受けるものとする。

5 証ひょうとは、会計伝票の正当性を立証する書類をいう。

(記帳)

第14条 総勘定元帳は、すべて会計伝票に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、会計伝票又は証ひょう書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿の更新)

第15条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 予算

(予算の目的)

第16条 予算は、各会計年度の事業活動を明確な係数でもって表示することにより収支の合理的規制を行い、事業の円滑適正な運営を図ることを目的とする。

第16条の2 規約第29条の2の規定による予算の繰り越しは、100万円以下で会長が定める額とする。

(事業計画及び収支予算)

第17条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度会計区分ごとに作成し、総会の議決を経てこれを定める。

2 第1項の規定にかかわらず、規約第29条の3の規定による暫定事業計画及び暫定予算については、会長が専決する。

(予算の実施)

第18条 予算の執行者は会長とする。

(予算の流用)

第19条 予算は定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

第4章 出納

(金銭の範囲)

第20条 この規程において金銭とは現金及び預貯金をいい、現金とは通貨のほか、郵便為替証書、為替貯金証書及び官公署の支払通知書をいう。

(金銭出納の明確化)

第21条 会計処理担当者は、金銭の出納及び保管を厳正確実にを行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

2 金銭の出納は、第13条の規定による会計伝票によって行わなければならない。

(金銭の収納)

第22条 金銭を収納したときは、会長が別に定める領収証用紙による領収証を発行しなけ

ればならない。

2 入金先の要求その他の事由より、前項の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、会計管理責任者の承認を得てこれを行う。

3 銀行振込入金の場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しない。

(支払方法)

第 23 条 会計処理担当者が金銭を支払う場合には、最終受取人からの請求書その他取り引きを証する書類に基づき、会計事務責任者の承認を得て行うものとする。

2 支払は、銀行振込みにより行うものとする。ただし、小口払その他これによりがたいとして会計事務責任者が認めた場合は、この限りでない。

(支払期日)

第 24 条 金銭の支払は、毎月末とする。ただし、随時払の必要のあるもの及び定期払のものについてはこの限りではない。

(領収証の徴収)

第 25 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

2 銀行振込みの方法により支払を行うときは、取扱銀行の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(預金等の保管)

第 26 条 預貯金証書等については、所定の金庫に保管し、又は金融機関等に保護預けするものとする。

(金銭の過不足)

第 27 条 金銭に過不足が生じたときは、遅滞なく会計管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

第 5 章 物品

(物品の定義)

第 28 条 物品とは、消耗品並びに耐用年数 1 年以上の器具及び備品をいう。

(物品の購入)

第 29 条 物品の購入については、稟議書に見積書を添付して、会計管理責任者を経て会長の決裁をうけなければならない。ただし、1 件の購入金額が 20 万円未満のときは、事務局長が専決することができる。

(物品の照合)

第 30 条 会計処理担当者は、器具及び備品について、備品台帳を設けて保全状況及び移動について所要の記録を行うとともに、そのき損、滅失又は移動があった場合は、会計事務責任者に通知しなければならない。

2 会計事務責任者は、器具及び備品について、毎事業年度 1 回以上現物照合し、差異が

ある場合は、所定の手続きを経て、台帳の整備を行わなければならない。

(規定の準用)

第 31 条 推進会議の運営に必要な経費であつて、会議費等軽微なものの支出については、第 29 条ただし書の規定を準用する。

第 6 章 決算

(決算の目的)

第 32 条 決算は一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、年度末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(決算の種類)

第 33 条 決算は毎半期末の半期決算と毎年 3 月末の年度決算に区分する。

(半期決算)

第 34 条 会計管理責任者は、毎半期末に会計記録を整理し、次に掲げる計算書類を作成して翌月の 15 日までに事務局長を経て会長に報告しなければならない。

(1) 合計残高試算表

(2) 予算対比収支計算書

(財務諸表の作成)

第 35 条 会計管理責任者は、毎事業年度終了後速やかに当該事業年度末における決算に必要な整理を行い、次に掲げる計算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

(1) 収支計算書

(2) 財産目録

(決算の確定)

第 36 条 会長は前条の計算書類に基づいて監事の監査を受けた後、監事の意見書を添えて総会に提出し、その承認を受けて決算を確定する。

第 7 章 雑則

第 37 条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項及び会計事務の手続きについては、会長が定める。

附 則 (平成 16 年 4 月 8 日議決)

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 8 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、平成 16 年 8 月 28 日から施行する。
- 2 第 5 条中「福島県信用農業協同組合連合会」を「新ふくしま農業協同組合」に改める。

附 則 (平成 17 年 4 月 18 日議決)

この規程は、平成 17 年 4 月 18 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 1 月 10 日議決)

この規程は、平成１９年１月１０日から施行する。

附 則（平成１９年３月２７日議決）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年６月１８日議決）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年３月２６日議決）

この規程は、平成２０年３月２６日から施行する。

附 則（平成２０年６月２０日議決）

この規程は、平成２０年６月２０日から施行する。

附 則（平成２１年３月２７日議決）

この規程は、平成２１年３月２７日から施行する。

附 則（平成２１年６月１６日議決）

この規程は、平成２１年６月１６日から施行する。

附 則（平成２２年５月１２日議決）

１ この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

２ 平成２１年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則（平成２３年５月２３日議決）

１ この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

２ 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱に係る取組及び平成２２年度以前に行われた水田農業構造改革対策実施要綱等に係る取組については、なお従前の例による。

附 則（平成２４年３月２１日議決）

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年３月１４日議決）

１ この規程は、平成２５年３月１４日から施行する。ただし、附則第２項及び第３項の規定は、平成２５年４月１日から施行する。

２ 第２条中「農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱」を「直接支払推進事業費補助金交付要綱」に改める。

３ 第４条中及び第８条中「水田農業改革支援事業（農業者戸別所得補償制度推進事業費）補助金等」を「水田農業改革支援事業（直接支払推進事業費）補助金」に改める。

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議文書取扱規程

平成16年 4月 8日制定
 平成17年 4月18日一部改正
 平成19年 1月10日一部改正
 平成19年 3月27日一部改正
 平成20年 6月20日一部改正
 平成22年 5月12日一部改正
 平成24年 3月21日一部改正
 平成25年 3月14日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）における文書の取扱について必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正かつ能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱の原則)

第2条 文書は、事件の当初から完結までのものを一括してつづるものとする。一括することができないものがあるときは、その旨を明らかにしておかなければならない。

第3条 文書は、確実、迅速に処理し、かつ、丁寧に扱うとともに、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発信者名)

第4条 文書は、会長、事務局長又は専門部会長以外の名により発信してはならない。ただし、事務連絡等軽微な文書についてはこの限りでない。

(文書管理責任者)

第5条 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程第3条に定める事務の区分ごとに文書管理責任者を置く。

2 次の表の左欄に掲げる事務局ごとの文書管理責任者は、同表の右欄に掲げる者とする。

福島県	農林水産部水田畑作課長
福島県農業協同組合中央会	農業対策部長
全国農業協同組合連合会福島県本部	米穀部長
福島県米穀肥料協同組合	統括部長
福島県米麦事業協同組合	専務理事
福島第一食糧卸協同組合	専務理事
福島県担い手育成総合支援協議会	会長（福島県農業会議事務局長）
福島県耕作放棄地対策協議会	文書管理責任者（福島県農業会議農地・経営部調査役）

3 専門部会に関する文書管理責任者は、会長が別に定める専門部会設置要領の規定によるものとする。

(帳簿)

第6条 帳簿は、次に掲げるものを備えるものとする。

- (1) 文書登録簿
- (2) 簡易文書整理簿
- (3) 文書保存簿

(文書の接受及び配布)

第7条 封書は、会長あて、事務局長及び専門部会長あてのものは開封し、その内容が緊急かつ適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印（以下「受付印」という。）を押印の上、事務担当者あて配布する。

2 前項以外の特定の名義人あての封書は、そのまま当該名義人あて配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第8条 接受した文書により起案した文書及び発議により起案した文書は、文書登録簿に登録する。

2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載してするものとする。

3 軽微な通知、照会等簡易な内容の文書及び発信者名が事務局長に係る文書は、前2項の規定にかかわらず、簡易文書整理簿に所要事項を登録して整理するものとする。

(起案)

第9条 文書は、事件ごとに起案するものとする。ただし、2以上の事件で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一の起案により処理することができる。

2 接受文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。

第10条 文書の起案をする場合には、別に定める起案用紙を用いなければならない。この場合、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等所定の年月日は必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第11条 決裁文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、その決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁等の順序)

第12条 起案文書の決裁等の順序は、原則として会長、副会長、事務局長、各事務局責任者の逆の順序とする。

2 起案文書は、起案者が属する事務局の文書管理責任者及び会計事務責任者の決裁を受けなければならない。

(後伺い)

第 13 条 決裁権者が不在で緊急を要する場合には、最終決裁権者を除き、当該決裁権者を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第 14 条 起案文書は、別に定めるところにより専決することができる。

(文書の代決)

第 15 条 副会長は、特に必要と認められる場合は、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第 16 条 供覧文書については、起案文書によらず、接受文書の余白に決裁欄を設けて供覧することができる。

(文書の記号及び番号)

第 17 条 文書の記号は次の表のとおりとする。

発信者名	文書の記号	備 考
会長	福島推進会議	文書の記号の前には、事業年度に相当する数字を記載すること。
事務局長	福島推進会議事	
専門部会長	福島推進会議専	

2 文書の番号は、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約（以下「規約」という。）第 4 条第 1 項の対策の種類ごとに小区分を設ける。

3 文書の番号は、文書登録簿又は簡易文書整理簿により、規約第 2 5 条に定める事業年度ごとに起番し、当該文書に係る事務が完了するまで同一番号とする。ただし、文書管理責任者が輕易であると認める文書については、「号外」とすることができる。

(文書の施行)

第 18 条 文書の施行に当たっては、文書登録簿又は簡易文書整理簿に所要事項を記入し、当該文書の発信者名の公印を押印するものとする。

(発送)

第 19 条 文書管理責任者は、文書の発送に当たって通常郵便物のほか、速達、書留その他特殊扱いにすることを指定することができる。

第 20 条 事務局の近傍に所在する関係機関等あてに発送する場合には、前条の定めによらないで使送により送付することができる。

(文書の完結)

第 21 条 文書の決裁、供覧又は発送が終ったことにより、当該文書に係る事件が終了したときは、文書登録簿又は簡易文書整理簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第 22 条 文書の保存期間は、他の規程によるもののほか、次に掲げるとおりとする。

類別区分	保存期間
第1類	永年
第2類	10年
第3類	5年
第4類	3年
第5類	1年

2 文書の保存期間は、文書が完結した年度の翌年度の4月1日から起算する。

3 類別区分の標準は、別に定めるところによるものとする。

(保存文書の廃棄)

第23条 文書で保存期間を経過したものは、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後もなお、保存の必要のあるものは、この旨を明らかにして保存しておくものとする。

(雑則)

第24条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (平成16年4月8日議決)

この規程は、平成16年4月8日から施行する。

附 則 (平成17年4月18日議決)

この規程は、平成17年4月18日から施行する。

附 則 (平成19年1月10日議決)

この規程は、平成19年1月10日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日議決)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月20日議決)

この規程は、平成20年6月20日から施行する。

附 則 (平成22年5月12日議決)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年産の取組に係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用対策については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月21日議決)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月14日議決)

この規程は、平成25年3月14日から施行する。

平成25年産米の生産数量目標調整取組み方針について

平成25年 1月23日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

1 平成24年産米の取組みの結果と課題

(1) 調整の結果

数量目標の出し手最終数量 55,686 トン（前年 60,019 トン）に対し、県内地域間、県外方針作成者間の順に調整した結果、受け手に結びついた数量は約 48,643 トン（前年 52,266 トン）であり、約 7,044 トン（前年 7,752 トン）の出し手数量超過となった。

【24年産米生産数量目標の方針作成者間調整の取組み結果】

区 分	数 量(t)	備 考
出し手希望数量	55,686	J A そうま、J A ふたば、J A たむら 福島市、川俣町、二本松市、
受け手数量	48,643	
内 訳	① 県内方針作成者間調整	県中、県南、会津等の地域農業再生協議会及び各方針作成者 ※うち 1,035 t は県推進会議が関与しない調整
	② 県外方針作成者間調整	新潟県、福井県、山形県 ※うち 44 t は県推進会議が関与しない調整
差引数量（出し手超過）	7,044	

(2) 調整料金

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下、「県推進会議」という。）が対応した生産目標調整は、県内方針作成者間調整については約 44,494 トンで、調整料金は 30,000 円/トンとした。

さらに県外方針作成者間との調整料金は約 70,000 円/トンとなり、合計金額は、約 15 億 49 百万円で、平均金額約 32,580 円/トンとして出し手地域に配分した。

(3) 調整の課題

○県内一部地域で受け手申し出数量を最終的に減量したことにより出し手数量超過が発生した。

【上記の要因】

○県内一部地域で、方針作成者まかせの調整手法となり、数量の確定が遅れた。また、県推進会議としても、契約事務等が煩雑化した。

2 平成25年産米の取組み方針について

25年産米については、23・24年度と同様に、東日本大震災や原発事故の影響により作付できない地域が見込まれる。

このため、国から配分された生産数量目標の確保と震災等により被災した稲作農家の所得確保をはかるため、政府備蓄米の活用を進めるとともに、作付できない地域と米の生産余力のある地域との間で、生産数量目標の方針作成者間調整を実施し、県内水田を最大限に活用した用途別米生産に取り組むものとする。

(1) 調整の進め方

- ① 生産数量目標の調整は、基本は地域内（JA内等）での農業者間調整を優先して行う。
- ② 地域内で調整しきれない場合には、県内での地域をまたいだ方針作成者間（JA間等）調整を行う。
- ③ 県内で調整しきれない場合には、他都道府県との調整（県外方針作成者間調整）に取り組む。

(2) 方針作成者間調整の手順

- ① 方針作成者間調整を実施する地域再生協議会においては、生産者意向調査等を早期（1月から）に実施し、県推進会議は、出し手申し出数量が、県内・県間方針者間調整で全量調整できるように、取組みを進める。
- ② 県推進会議は各方針作成者等から、調整希望数量を受け付けるが、出し手合計数量にもよるが、24年産の調整数量実績と25年産米市町村別生産数量目標の増減を踏まえ、受け手側の申し出数量に上限を設定する。

[受け手側申し出数量の上限設定]

24年産調整数量の実績+24年産実績10%±25年産生産数量目標増減

※上記の数式の範囲内で申し込みがあったが、受け手申し込み数量の合計が出し手申し込みを超過した場合は、出し手申し込み数量の範囲内で調整する。

- ③ 県推進会議は県内方針作成者等との調整希望数量の申込みを3月15日まで受け付けし、3月末日までに、仮確定数量を各方針作成者等に通知する。
- ④ 仮確定後、6月上旬の確定までの期間に最終調整(数量変更)を実施し、数量を確定するが、最終調整の範囲は、仮確定数量の±10%の範囲内とする。

〔地域間調整のスケジュール〕

- ・H24 年 12 月 26 日 県から各市町村への生産数量目標配分（文書通知）
- ・H25 年 1 月中旬以降 各地域再生協議会等による 25 年度対応の決定
- ・H25 年 3 月 15 日 方針作成者間意向調査の取りまとめ
- ・H25 年 3 月末日 県内方針作成者等との調整数量の仮確定
- ・H25 年 3 月末日 県外方針作成者への調整数量の確定
- ・H25 年 6 月上旬 県内方針作成者等との調整数量の確定
- ・H25 年 6 月 15 日 農業者への生産数量目標の確定通知

（３）調整料金

〔県内受け手の調整料金〕

県内受け手の調整料金については、農業者戸別所得補償制度の米の所得補償交付金 15,000 円／10a（定額分）を基に設定する。

○県内受け手の調整料金 生産数量目標 1 kg 当たり 30 円
（算定）

米の所得補償交付金(15,000 円／10a)÷本県平年単収(537 kg／10a)÷30 円／kg

〔県外方針作成者間調整の調整料金〕

基準単価を設けず、対価 30 円／kg 以上を基本に、提示された単価の高い方針作成者から優先的に調整を行うこととする。

〔県内出し手への調整料金の支払い〕

出し手調整料金の設定については、譲渡する市町村の公平性をはかるため、県内受け手調整料金と都道府県間調整料金を合わせて算出した平均単価とする。

平成24年度上期内部監査結果報告書

平成24年12月28日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

監事様

監査責任者 紺野賢一



監査員 三瓶浩史



1. 監査の実施概要

(1) 監査の種類

内部監査実施規程第3条による定期内部監査（平成24年度上期）

(2) 監査実施日

平成24年12月27日

(3) 監査対応役職員

事務局長 遊佐正広、他各団体事務局員

2. 監査意見

監査の結果、特に不適合は認められませんでした。

以上

平成24年度 上期内部監査資料

平成24年12月27日

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

目 次

1	事業実施概況.....	1
2	事業実施状況.....	2
3	平成 24 年度収支仮決算書.....	6
4	財産目録.....	8

1 事業実施概況

わが国の農業は、農業者の平均年齢が66歳と高齢化が急速に進み、この20年間で農業所得が半減するなど、危機的状況にあります。

また、穀物市場への国際投機資金の流入やバイオ燃料需要の急増、途上国の経済発展による需要増大、世界各地の異常気象などにより、世界の穀物需給が逼迫していく中で、国内生産力を確保することが重要課題となっています。

さらに、安全で安心な国産農作物の安定供給のためにも、産業としての持続性を速やかに回復し、農村の再生を図ることが急務です。

しかし、このような状況の中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震・津波による水稻作付不能や原発事故による作付制限など、本県の米づくりに甚大な被害をもたらしています。

24年産主食用米の実作付面積は前年に比べて2,413ha増加の6万6千ha、需給調整の取組みは目標対比で▲500haとなった。

さらに、全袋検査を実施し、本県産米に対する信頼回復に取り組んだ。

また、本推進会議は、地域農業再生協議会等や国、県、市町村、JA等関係機関・団体との連携を密にし、24年産米の生産数量目標に係る地域間調整に積極的に取り組み、震災等により被災された農家の所得確保と本県産米の需給調整の実効性確保を図っております。

本協議会が取り組んだ生産数量目標調整は、県内方針作成者間調整は44,494t、県外方針作成者間調整3,070t、合計47,564tとなり、調整料金は1,549,735,820円となった。

さらには、農業者戸別所得補償制度の周知を図るため、県内の農業者、県内外の集荷業者に対して、パンフレットを発行・送付したほか、市町村や農業団体等を対象に説明会を開催した。

2 事業実施状況

1 水田等の有効活用による自給率向上に向けた取組み推進

事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
7月18日	ビックパレット トふくしま	農業者戸別所得補償制度の推進並びに24年産米の全袋検査説明会 ・農業者戸別所得補償制度の推進について ・24年産米のモニタリング調査について ・全袋検査の検査手順等について ・全袋検査の推進対策について （参加者） 市町村、農業団体、集出荷団体、農産物検査機関、地域協議会等、県
7月26日	農業総合センター	WCS 専門部会 ・ハイグレイト稲発酵粗飼料利活用推進事業について ・平成24年度稲発酵粗飼料流通促進事業について ・稲 WCS 専門部会規約の制定について
8月・9月		農業者向けパンフレット等の発行、送付 ・稲を作付している農家の皆様へ（事前出荷制限区域） ・稲を作付している農家の皆様へ（事前出荷制限区域以外） ・福島県産米を取り扱う集荷業者の皆様へ 発行枚数 ・農業者向け 83,701 枚 ・集荷業者向け 9,697 枚

2 24年産米生産数量目標の県内外地域間調整の取組み推進

事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）																		
1月～6月		各再生協議会への意向調査 1月末第1回目集計 3月末第2回目集計 5月末以降3回目集計																		
3月～6月		県外方針作成者等との調整 2回に分け調整																		
～9月		県内地域間調整の取りまとめ																		
9月		方針作成者間調整の取り組み結果 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>数 量(t)</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出し手希望数量</td><td>55,686</td><td>J Aそうま、J Aふたば、 田村市、福島市、川俣町 二本松市、</td></tr> <tr> <td>受け手数量</td><td>48,643</td><td></td></tr> <tr> <td>内、①県内方針作成者 間調整</td><td>45,529</td><td>県中、県南、会津等の 各方針作成者</td></tr> <tr> <td>記、②県外方針作成者 間調整</td><td>3,114</td><td>新潟県、福井県、山形県</td></tr> <tr> <td>差引数量（出し手超過）</td><td>7,044</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	数 量(t)	備 考	出し手希望数量	55,686	J Aそうま、J Aふたば、 田村市、福島市、川俣町 二本松市、	受け手数量	48,643		内、①県内方針作成者 間調整	45,529	県中、県南、会津等の 各方針作成者	記、②県外方針作成者 間調整	3,114	新潟県、福井県、山形県	差引数量（出し手超過）	7,044	
区 分	数 量(t)	備 考																		
出し手希望数量	55,686	J Aそうま、J Aふたば、 田村市、福島市、川俣町 二本松市、																		
受け手数量	48,643																			
内、①県内方針作成者 間調整	45,529	県中、県南、会津等の 各方針作成者																		
記、②県外方針作成者 間調整	3,114	新潟県、福井県、山形県																		
差引数量（出し手超過）	7,044																			

3 農業者戸別所得補償制度等の周知徹底と加入促進

事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
7月18日	ビックパレット トふくしま	農業者戸別所得補償制度の推進並びに24年産米の 全袋検査説明会 ・農業者戸別所得補償制度の推進について ・24年産米のモニタリング調査について ・全袋検査の検査手順等について ・全袋検査の推進対策について （参加者） 市町村、農業団体、集出荷団体、農産物検査機関、 地域協議会等、県

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
8月・9月		農業者向けパンフレット等の発行、送付 ・稲を作付している農家の皆様へ（事前出荷制限区域） ・稲を作付している農家の皆様へ（事前出荷制限区域以外） ・福島県産米を取り扱う集荷業者の皆様へ

4 地域農業再生協議会の活動支援

事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
8月・9月		農業者向けパンフレット等の発行、送付

5 水田農業改革の促進及び担い手育成対策

事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
7月26日	農業総合センター	WCS 専門部会 ・ハイグレート稲発酵粗飼料利活用推進事業について ・平成24年度稲発酵粗飼料流通促進事業について ・稲 WCS 専門部会規約の制定について
8月・9月		農業者向けパンフレット等の発行、送付 ・稲を作付している農家の皆様へ（事前出荷制限区域） ・稲を作付している農家の皆様へ（事前出荷制限区域以外） ・福島県産米を取り扱う集荷業者の皆様へ

6 円滑な事務執行体制の確立

事業実施事項

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
5月22日	J A福島ビル	平成23年度下期内部監査 監査員：2名 出席者：県、中央会 5名

日 時	場 所	実施内容・参加者（出席者）
6 月 1 2 日	中町会館	平成 2 3 年度監事監査 監事：2 名 出席者：県、中央会 7 名
7 月 9 日	J A 福島ビル	平成 2 4 年度第 1 回総会 報告事項 1 平成 23 年度下期内部監査の結果について 議題 議案第 1 号 平成 23 年度事業報告および歳入歳出 決算の承認について 情報交換 出席者：本人出席者 4 名、委任状出席者 3 名、代理人 出席者 2 名 計 6 名 (事務局 7 名、福島地域センター 1 名)

3 平成24年度歳入歳出仮決算書

平成24年度歳入歳出仮決算書

平成24年4月1日から平成24年9月30日まで

○水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等会計

1 歳入の部

(単位:円)

科目		予算額	仮決算額	予算差異		備考
大科目	中 科 目			増	減	
補助金	水田農業改革支援事業補助金	12,254,000	8,460,000		3,794,000	
	国産粗飼料増産対策事業補助金	100,000	0		100,000	
負担金	負担金	2,700,000	1,600,000		1,100,000	県800,000 中央会800,000
前年度繰越金	一般管理費繰越金	1,000,000	1,000,000		0	負担金残高繰越分 : 1,000,000
地域間調整料金	受入調整料金	1,600,000,000	0		1,600,000,000	
歳 入 合 計 (A)		1,616,054,000	11,060,000		1,604,994,000	

2 歳出の部

(単位:円)

科目		予算額	仮決算額	予算差異		備考
大科目	中 科 目			増	減	
管理費	一般管理費	15,754,000	801,442		14,952,558	
専門 部会費	飼料用米部会活動費	100,000	0		100,000	
	稲WCS部会活動費	200,000	6,250		193,750	
地域間調整料	支払調整料金	1,600,000,000	0		1,600,000,000	
歳 出 合 計 (B)		1,616,054,000	807,692		1,615,246,308	

3 差引残高(A-B)

10,252,308円

参 考

【緊急対策交付基金】（自給力向上戦略的作物等緊急需要拡大事業補助金会計）

平成24年9月末現在基本財産基金額

・ 年度始現在高	548,787 円
・ 年度中増加高	195,300 円
・ 年度中減少高	744,087 円
・ 9月末現在高	0 円

基本財産基金運用明細

・ 預金 0 円

*国へ返納済み

（資金管理明細）

年 度 初 残 高	548,787円		23年度資金残高
項 目	収 入	支 出	備 考
①地域協議会からの返納	30,300円		契約解除のため(三春町地域)
②地域協議会からの返納	165,000円		契約解除のため(相馬市地域)
③国への返納		412,700円	契約解除等による返納分 (20,22年度分)
④国への返納		331,387円	契約解除等による返納分 (23年度分)
合 計	744,087円	744,087円	
資 金 残 高		0円	

4. 財 産 目 録

平成 24 年 9 月 30 日 現 在

(単位:円)

摘 要	金 額		
	内 訳	小 計	合 計
I 資産の部			
1 預金 Ⅲ水田農業改革支援事業補助金等会計	10,252,308		
預金合計		10,252,308	
2 雑資産			
① 産地づくり対策事務用郵券	13,980		
② 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務用郵券	10,830		
雑資産合計		24,810	
資産合計			10,277,118
II 負債の部	0	0	
負債合計			0
正味財産			10,277,118

(注)

《純財産の内訳》

・郵券

24,810 円

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議
平成24年度第2回総会議案書

日 時 : 平成25年3月26日(火) 15時～
場 所 : 福島テルサ4階研修室 「すりかみ」

目 次

議案第 1 号	平成 2 4 年度歳入歳出補正予算（案）について……………	1
議案第 2 号	平成 2 5 年度事業計画（案）について……………	4
議案第 3 号	平成 2 5 年度歳入歳出予算（案）について……………	6
議案第 4 号	平成 2 5 年度負担金の賦課及び徴収方法（案）について…	9
議案第 5 号	事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）について…	1 0
議案第 6 号	平成 2 5 年度産地資金の助成内容の設定（案）について…	1 1
議案第 7 号	事務手続き等に係る付帯決議について……………	1 5

議案第1号 平成24年度歳入歳出補正予算(案)について

平成24年度歳入歳出補正予算書総括表

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位：千円)

区 分		予算額	補正額	予算差異
会 計 区 分	科 目	①	②	① + ②
Ⅰ 水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等会計	歳入額	1,616,054	▲40,000	1,576,054
	歳出額	1,616,054	▲40,000	1,576,054
	差引残高	0	0	0
Ⅱ 大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金基金会計	歳入額	0	315,815	315,815
	歳出額	0	315,815	315,815
	差引残高	0	0	0
会 計 合 計	歳入額	1,616,054	275,815	1,891,869
	歳出額	1,616,054	275,815	1,891,869
	差引残高	0	0	0

【補正内容】

- ① Ⅰ 水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等会計
 - ・ 水田農業改革支援事業補助金の追加
 - ・ 地域間調整の取り組み減少
- ② Ⅱ 大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金基金会計
 - ・ 24年度の国の補正予算で新設

I 水田農業改革支援事業(農業者戸別所得補償制度推進事業費)補助金等会計歳入歳出予算

1 歳入の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補 正 額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	12,254	10,000		22,254	
	2 国産粗飼料増産対策事業補助金	100			100	
2 負担金	1 負担金	2,700			2,700	県 1,350 中央会 1,350
3 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	1,000			1,000	
4 地域間調整料金	1 受入調整料金	1,600,000		50,000	1,550,000	
歳 入 合 計 (A)		1,616,054		40,000	1,576,054	

2 歳出の部

(単位:千円)

科 目		年度初 予算額	補 正 額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 管理費	1 一般管理費	15,754	10,000		25,754	
2 専門部会費	1 飼料用米部会活動費	100			100	
	2 稲WC S部会活動費	200			200	
3 地域間調整料金	1 支払調整料金	1,600,000		50,000	1,550,000	
歳 出 合 計 (B)		1,616,054		40,000	1,576,054	

3 差引残高(A-B)

0 千円

Ⅱ 大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金基金会計歳入歳出予算

1 歳入の部

(単位：千円)

科 目		年度初 予算額	補 正 額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 補助金	1 大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金	0	315,815		315,815	
歳 入 合 計(A)		0	315,815		315,815	

2 歳出の部

(単位：千円)

科 目		年度初 予算額	補正額		補正後 予算額	備 考
大 科 目	中 科 目		増	減		
1 基金繰入	1 大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金基金繰入	0	315,815		315,815	
歳 出 合 計(B)		0	315,815		315,815	

3 差引残高(A－B)

0 千円

【大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金基金】

平成25年3月末現在基本財産基金額

- ・ 年度始現在高 0 円
- ・ 年度中増加高 315,815,000 円
- ・ 年度中減少高 0 円
- ・ 3月末現在高 315,815,000 円

基本財産基金運用明細
預金

315,815,000 円

議案第2号 平成25年度事業計画(案)について

平成25年度事業計画（案）

1 基本方針

本県農業は、東日本大震災および原発事故により甚大な被害がもたらされた。福島県をはじめ関係機関・団体は、生産基盤の復旧・復興に向けた取り組みに加え、農畜産物の安全・安心確保対策として除染をはじめ放射性物質吸収抑制対策に取り組んできた。

特に米については、県の管理に基づく米の全量全袋検査に取り組み、食品衛生法に定める放射性物質の基準値を超える農畜産物を市場に流通させない取り組みを実施してきた。

しかしながら、依然として風評による本県産農産物の価格下落や取引低迷等、放射性物質による汚染ならびにこれに起因する風評被害等、復旧・復興対策は遅々として進んでいない状況にある。

引き続き、本推進会議は、地域農業再生協議会等や国、県、市町村、JA等関係機関・団体との連携を密にし、25年産米の生産数量目標に係る地域間調整に積極的に取り組み、震災等により被災された農家の所得確保と本県産米の需給調整の実効性確保を図る。

さらには、経営所得安定対策の周知徹底と加入推進、および各種助成制度の積極的活用等により戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を図るとともに、担い手の育成・確保や耕作放棄地の解消に向けた取り組みを通して、本県水田農業改革と復興再生の取り組みを積極的に進める。

2 重点推進事項

- (1) 経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進
- (2) 地域農業再生協議会の活動支援
- (3) 25年産米生産数量目標の地域間調整の取組み推進
- (4) 水田農業改革の促進及び担い手育成・耕作放棄地の解消対策
- (5) 大豆・麦等生産体制緊急整備事業の推進
- (6) その他、地域農業の振興及び復興再生等の取り組みに必要なこと
- (7) 円滑な事務執行体制の確立

3 事業計画

目 的	事 業 内 容	事 業 計 画
本県の水田農業改革の促進、経営所得安定対策の推進、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興、および農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資する。	経営所得安定対策等の周知徹底と加入促進	・ 広報活動、リーフレット作成等による制度の周知徹底 ・ 経営所得安定対策への加入促進
	地域農業再生協議会の活動支援	・ 地域農業再生協議会の、経営所得安定対策への加入促進等に向けた取り組み活動の支援 ・ 地域農業再生協議会の円滑な事務執行の支援
	25年産米生産数量目標の地域間調整の取組み推進	・ 米の生産が困難な地域と生産余力のある地域との間での、方針作成者間調整の推進 ・ 県推進会議の仲介による譲渡者および譲受者の公平性の確保
	水田農業改革の促進及び担い手育成・耕作放棄地の解消対策	・ 地域農業再生協議会が行う活動の指導・支援
	大豆・麦等生産体制緊急整備事業の推進	・ 大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金等の交付 ・ 会議・研修会等の開催（対象：地域農業再生協議会事務局等） ・ 地域農業再生協議会に対する指導
	その他、地域農業の振興及び復興再生等の取組みに必要なこと	・ 福島県営農再開支援事業を活用した事業の実施（放射性物質吸収抑制対策の周知等） ・ 地域農業再生協議会が行う活動の指導・支援等

議案第3号 平成25年度歳入歳出予算(案)について

平成25年度歳入歳出予算書総括表

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

【福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計】

(単位：千円)

区 分		25年度予算額	24年度予算額	予算差異
会 計 区 分	科 目	①	②	①－②
Ⅰ 水田農業改革支援事業(経営所得安定対策推進事業費)補助金等会計	歳入額	1,648,700	1,576,054	72,646
	歳出額	1,648,700	1,576,054	72,646
	差引残高	0	0	0
Ⅱ 大豆・麦等生産体制緊急整備事業推進費補助金基金会計	歳入額	0	315,815	▲315,815
	歳出額	0	315,815	▲315,815
	差引残高	0	0	0
会 計 合 計	歳入額	1,648,700	1,891,869	▲243,169
	歳出額	1,648,700	1,891,869	▲243,169
	差引残高	0	0	0

I 水田農業改革支援事業(経営所得安定対策推進事業費)補助金等会計歳入歳出予算

1 歳入の部

(単位:千円)

科 目		25 年度	24 年度	予算差異	備 考
大 科 目	中 科 目				
1 補助金	1 水田農業改革支援事業補助金	15,000	22,254	▲7,254	
	2 国産粗飼料増産対策事業補助金	0	100	▲100	
	3 福島県営農再開支援事業補助金	30,000	0	30,000	
2 負担金	1 負担金	2,700	2,700		県 1,350 中央会 1,350
3 前年度繰越金	1 一般管理費繰越金	1,000	1,000		
4 地域間調整料金	1 受入調整料金	1,600,000	1,550,000	50,000	
歳 入 合 計(A)		1,648,700	1,576,054	72,646	

2 歳出の部

(単位:千円)

科 目		25 年度	24 年度	予算差異	備 考
大 科 目	中 科 目				
1 管理費	1 一般管理費	18,500	25,754	▲7,254	
	2 営農再開支援活動費	30,000	0	30,000	
2 専門部会費	1 飼料用米部会活動費	100	100		
	2 稲WC S部会活動費	100	200	▲100	
3 地域間調整料金	1 支払調整料金	1,600,000	1,550,000	50,000	
歳 出 合 計(B)		1,648,700	1,576,054	72,646	

3 差引残高(A-B)

0 千円

Ⅱ 大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金基金会計歳入歳出予算

1 歳入の部 (単位:千円)

科 目		25 年度	24 年度	予算差異	備 考
大 科 目	中 科 目				
1 補助金	1 大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金	0	315,815	▲315,815	
歳 入 合 計 (A)		0	315,815	▲315,815	

2 歳出の部 (単位:千円)

科 目		25 年度	24 年度	予算差異	備 考
大 科 目	中 科 目				
1 基金繰入	1 大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金基金繰入	0	315,815	▲315,815	
歳 出 合 計 (B)		0	315,815	▲315,815	

3 差引残高(A－B) 0 千円

(注)

【大豆・麦等生産体制緊急整備事業補助金基金の増減見込み】

年度始現在額	315,815 千円	・24 年度繰越金:315,815 千円
年度中増加額	0 千円	
年度中減少額	315,815 千円	・助成金交付:314,815 千円、および県推進会議事務費:1,000 千円として全額執行見込み
年度末現在額	0 千円	

〈参 考〉

・緊急対策交付基金

平成25年3月26日現在 残高 : 182,382円

(内訳) 田村市地域農業再生協議会:86,050円 福島市地域農業再生協議会:87,000円
 飯舘地域農業再生協議会:310円 あいつ地域水田農業推進協議会:906円
 会津みどり地域農業再生協議会:1,732円 国見町地域農業再生協議会:474円
 二本松市地域農業再生協議会:4,633円 本宮市地域農業再生協議会:28円
 大玉村地域農業再生協議会:1,249円 ・・・・25年度国へ全額返還予定

議案第4号 平成25年度負担金の賦課及び徴収方法(案)について

- 1 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）が実施する事務に要する経費から、水田農業改革支援事業補助金等及び前年度繰越金を除いた経費の負担割合を、次のとおりとする。

（１） 福島県 270分の135

（２） 福島県農業協同組合中央会 270分の135

- 2 1で定めた負担額を調整するため、負担金の納入時期（四半期ごと）及び年度末に精算することを内容とした協定を、推進会議と会員間で締結するものとする。

議案第5号 事務経費に係る費用の負担に関する協定書(案)について

事務経費に係る費用の負担に関する協定書（案）

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議（以下「推進会議」という。）と福島県（以下「県」という。）、福島県農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）は、推進会議が実施する事務に要する経費の負担に関し、次のとおり協定を締結する。

（事務経費の負担）

- 第1条 推進会議が実施する事務に要する経費のうち、水田農業改革支援事業補助金の使途として制限を受ける経費並びに国庫補助金、及び前年度繰越金で不足を生じる経費については、県、中央会が予算の範囲内で負担する。
- 2 推進会議の会長（以下「会長」という。）は、5月末日までに当該年度の事務に要する経費に関する明細書及び四半期毎に記載した資金計画を福島県知事、中央会の会長（以下「経費負担者」という。）に提出しなければならない。
- 3 会長は、前項の資金計画に基づき、四半期毎に負担金を請求することができる。
- 4 第2項の事務に要する経費及び資金計画に変更の必要が生じた場合には、会長の申し出により会長及び経費負担者が協議して定める。
- 5 会長は、翌年度4月末日までに第1項に定める経費の支出状況について経費負担者に報告するとともに、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約第32条2項に基づき負担金について精算しなければならない。

（負担の割合）

- 第2条 前条第1項の規定により負担する経費の負担割合は、県が270分の135、中央会が270分の135とする。

（その他）

- 第3条 この協定の内容に疑義が生じた場合は、会長及び経費負担者が協議して定める。

附 則

この協定は、会長及び経費負担者が記名押印した日から効力を生じる。

平成 年 月 日

福島県福島市飯坂町平野字三枚長 1－1

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

代表者 会長

福島県福島市杉妻町 2－16

福島県

代表者 福島県知事

福島県福島市飯坂町平野字三枚長 1－1

福島県農業協同組合中央会

代表者 会長

議案第6号 平成25年度産地資金に係る枠配分・設定方針（案）について

平成25年度産地資金について（案）

平成25年3月26日

県水田農業産地づくり対策等推進会議

1 産地資金とは

地域の実情に即して、水田で生産する麦・大豆等の戦略作物の生産性向上等の取組や、野菜等の地域振興作物の生産を支援するものであり、平成23年度の農業者戸別所得補償制度の本格実施に併せて創設された。

都道府県は、国から配分された資金枠の範囲内で助成内容を設定できる。また、都道府県の判断によっては配分枠をさらに地域農業再生協議会等に配分し、地域独自に助成内容を設定することができる。

なお、交付金は国から制度の加入者に直接交付される。

2 福島県への年度別枠配分

（単位：百万円）

年 度	配 分 額	内 訳	
23年度	6 2 8	221	その他作物の作付実績に応じた配分
		363	22年度モデル対策の激変緩和調整枠
		21	畑地における麦、大豆への配分
		23	生産数量目標減少量に応じた配分
24年度	6 6 3	前年度内訳 + 35	生産数量目標減少量に応じた配分

3 各関係機関の役割

(1) 県

産地資金の助成内容の設定

(2) 福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

産地資金の助成内容の設定に関する調整

(3) 地域農業再生協議会等

県からの枠配分の範囲内での助成内容の設定、対象作物の要件確認

4 平成25年度産地資金の活用方法

戦略作物の生産性向上等の推進や地域振興作物の生産拡大など地域の実情に応じた作物の振興に活用する。

特に、25年度については、東日本大震災により減少した水稻の作付面積の拡大を図るため、県内で一定の需要が見込まれているものの供給が不足している加工用米や、主食用米の需給調整の取組として重要な備蓄米を水田機能を最大限に活用する取組みとして推進する。

(1) 配分の考え方

ア 県域枠の設定

(7) 飼料用米助成

23年度から助成対象としていた「飼料用米助成」については、生産者の取組の継続性を考慮し24年度と同様の内容とする。

a 助成単価

1,000円/10a (計画面積 750ha、4,028トン)

b 要件

- ①専用品種、多収性品種の導入
- ②コスト低減のための取組み
- ③生産の団地化、集積に資する取組み
- ④共同乾燥調整施設の活用、収穫機械等の共同利用
- ⑤前年度に不作付地だった水田での作付け

(イ) 地力増進作物等助成（一部区域を見直し継続）

「米作付困難地域における地力増進作物等助成」については、福島県営農再開支援事業との整合性を図り、対象地域等の一部を見直して継続する。

a 助成単価

10,000円/10a (計画面積 120ha)

b 対象地域

次のいずれかの水田とする。ただし、福島県営農再開支援事業を活用して地力増進作物等を作付けする水田を除く。

- ①「東日本大震災に伴う水稻作付困難地域畑作促進緊急措置について」に基づく、水稻作付困難地域指定申請書の地域内にある水田
- ② 津波被害を受けた水田のうち、塩分濃度が高い等により水稻作付けが困難な水田
- ③ 平成24年産米の放射性物質調査で100Bq/kg超が確認された旧市町村内にある水田

(ウ) 加工用米助成（新規）

加工用米不足に対応するため、新たに加工用米への助成を設定する。

a 助成単価

20,000円/10a (計画面積 560ha、3,000トン)

b 要件

- ①生産性向上のための取組み
- ②コスト低減のための取組み
- ③生産の団地化、集積に資する取組み
- ④共同乾燥調整施設の活用、収穫機械等の共同利用
- ⑤前年度に不作付地だった水田での作付け

(I) 備蓄米助成（新規）

主食用米の需給調整の取組を推進するため、落札数量に応じて別途追加される配分枠を活用し、備蓄米への助成を設定する。

a 助成単価

15,000円／10a （計画面積 7,500ha 40,000トン）

b 要件

国の備蓄米として落札したもの

※・各助成の要件等は、東北農政局との協議を経て後日決定される。

・「飼料用米助成」「地力増進作物等助成」及び「加工用米助成」の合計所要額が流用後の配分枠を超過した場合は、単価調整を行う。

イ 地域枠の設定

(ア) 地域協議会に対する配分は、24年度の配分額を基準とする。(632,983千円)

(イ) 地域枠の未活用額については、県域枠として活用する。

5 スケジュール

3月26日	福島県水田農業産地づくり対策等推進会議総会 (産地資金の活用方法について調整))
5月末まで	県から計画書を東北農政局に提出
6月中旬	計画の承認（国→県）

平成25年度産地資金に係る枠配分・設定の方針（案）

福島県水田畑作課

- 1 福島県全域に係る推進作物については、県域で助成を設定する。
（飼料用米助成、加工用米助成、備蓄米助成）
- 2 一部地域のみ該当するものであるが、地域に対する既存の枠配分での対応が困難であるものについては県域で助成を設定する。
（米作付困難地域における地力増進作物等助成）
- 3 地域協議会等への配分は、平成24年度の枠配分額を基本とする。
- 4 地域協議会等での助成内容は、地域の実情により、枠の範囲内で支援対象・単価を設定できるものとする。また、畑地への助成も地域の実情により設定できるものとする。

議案第7号 事務手続き等に係る付帯決議について

平成25年度の福島県水田農業産地づくり対策等推進会議に関する次の事務について、一切の権限を会長に委任する。

- 1 東北農政局長等の承認に係る申請に関すること。（申請等の字句等の修正に関することを含む。）
- 2 会員の権利及び義務に抵触しない範囲の規約、諸規程等の語句等の修正に関すること。

農 家 の 皆 様 へ

平成 2 5 年 3 月 1 9 日
福 島 県 農 林 水 産 部

平成 2 5 年産稲の作付け等については、次のようにお願いいたします。

- 作付制限の対象地域では、本年は、稲の試験栽培を除き、食用、非食用を問わず稲の作付けができません。
なお、試験栽培については、生産された米や稲わら等をすべて廃棄する必要があります。
- 作付再開準備及び全量生産出荷管理の対象地域では、県及び市町村が策定した管理計画に定められた吸収抑制対策や乾燥調製機器の点検・清掃、全量全袋検査などを行うことにより、稲を作付けし、生産された米（基準値以下の米）を出荷することができます。
県では、基準値を超過する米が流通しないよう、徹底した管理のための取組みをしっかりと支援してまいります。
- また、作付制限区域を除く県内全域において、本年も引き続き、飯米・縁故米を含む全ての米について全量全袋検査を実施いたします。

これまで、農家の皆様はもとより、市町村や関係事業者、県が一体となって実施した取組が実を結び、平成 2 5 年産米では作付け可能な地域が広がるなど、着実な前進が見込まれる一方、上記の対象地域をはじめ、引き続き厳しい取組が求められています。
県といたしましては、風評を払拭し、県産米の信頼を確保するために、さらには、本県の基幹産業である農業の力強い再生を成し遂げるためにも、今後とも全力で対応してまいります。

農家の皆様には、引き続き、特段の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

このお知らせは、

- ・ 1 月 2 9 日に農林水産省から「2 5 年産米の作付等に関する方針」が公表されたこと
 - ・ 3 月 1 9 日に原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、福島県知事に対し、平成 2 5 年産米に関する作付制限等について関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示があったこと
- を受けてお願いするものです。

25 年産米に関する作付制限等の対象地域（福島県）

（平成 25 年 3 月 19 日）

25 年産米の取扱い	対象地域
作付制限 【原災本部長指示】 作付制限	南相馬市： 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域
	富岡町： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	大熊町： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	双葉町： 全域（警戒区域）
	浪江町： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	葛尾村： 全域（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）
	飯館村： 帰還困難区域
作付再開準備 【原災本部長指示】 管理計画に基づく 米の全量管理※	南相馬市： 帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域
	川俣町： 計画的避難区域
	楢葉町： 全域（避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域）
	川内村： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域
	飯館村： 帰還困難区域を除く区域
全量生産出荷管理 【原災本部長指示】 管理計画に基づく 米の全量管理※	福島市： 旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村
	郡山市： 旧富久山町
	いわき市： 旧山田村
	須賀川市： 旧西袋村
	相馬市： 旧玉野村
	二本松市： 旧渋川村
	田村市： 避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域
	伊達市： 旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町
	本宮市： 旧白岩村
	太玉村： 旧玉井村
	広野町： 全域（旧緊急時避難準備区域）
	川内村： 居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域

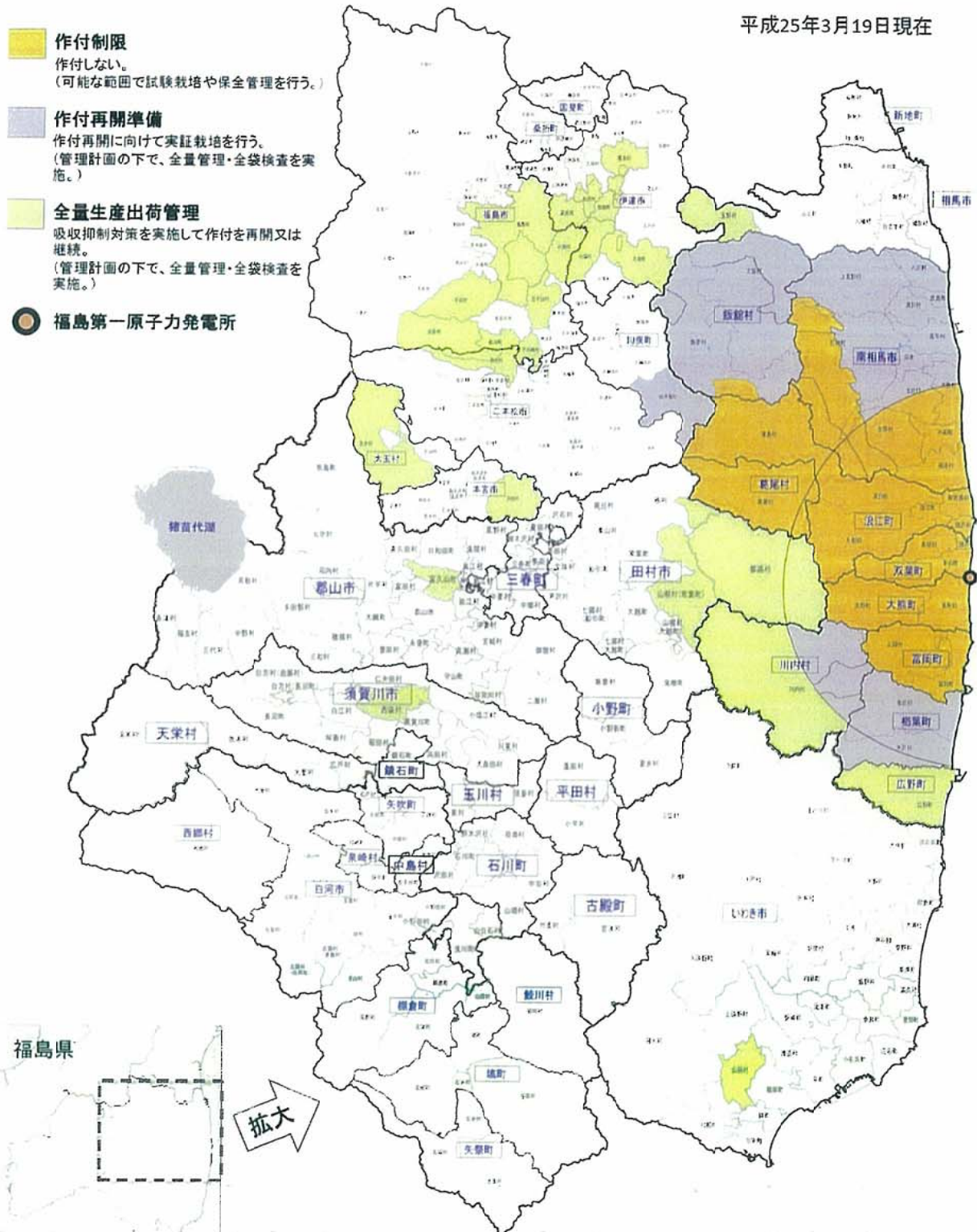
※：管理計画に基づく生産及び出荷の管理が行われない米については出荷制限。

注 1：警戒区域及び避難指示区域の表記は、平成 25 年 3 月 7 日原子力災害対策本部決定を反映したもの。（葛尾村は平成 25 年 3 月 22 日施行、富岡町は平成 25 年 3 月 25 日施行、浪江町は平成 25 年 4 月 1 日施行。双葉町及び川俣町も今後区域見直しを実施予定。）

注 2：全量生産出荷管理の対象地域は、今後の検査結果により追加があり得る。

25年産米に関する作付制限等の対象地域（福島県）

平成25年3月19日現在



参考資料 2

平成25年産備蓄米の政府買入入札の結果 (第4回 平成25年3月12日実施)

1 入札者数等

	第1回 (1月29日)	第2回 (2月12日)	第3回 (2月26日)	第4回 (3月12日)
入札参加資格者数	127	134	145	149
入札者数	50	54	36	19
落札者数	13	48	36	19

2 落札数量等

単位:トン

買入対象米穀の産地	25年産 買入予定 数量	第1回 (1月29日)	第2回 (2月12日)	第3回 (2月26日)	第4回(3月12日)			25年産 落札 合計数量
		落札数量	落札数量	落札数量	提示数量	入札数量	落札数量	
指定なし ①	3,820		210	120	3,490	130	130	460
北海道	21,000				21,000			
青森	21,000	102	825	15,489	4,584	1,551	1,551	17,967
岩手	10,000	162	6,900	152	2,786	71	71	7,285
宮城	10,000		140	12	9,848	229	229	381
秋田	30,000		17,680	4,427	7,893	1,543	1,543	23,650
山形	12,500	270	8,232	2,979	1,019	1,046	1,019	12,500
福島	40,000	152	446	807	38,595	279	279	1,684
茨城	3,000		34	237	2,729	867	867	1,138
栃木	14,730		1,830		12,900	9,333	9,333	11,163
埼玉	600		520	80	0			600
千葉	5,000		1,288	486	3,226	161	161	1,935
新潟	31,000	714	29,138	98	1,050	188	188	30,138
富山	13,000		10,791	1,650	559			12,441
石川	4,000			4,000	0			4,000
福井	1,300			632	668			632
長野	2,000		522		1,478			522
岐阜	1,500			654	846			654
静岡	1,200				1,200	10	10	10
愛知	2,000		1,000		1,000			1,000
三重	860	48	48		764	711	711	807
滋賀	3,000		730	539	1,731	167	167	1,436
京都	400				400			
兵庫	1,200		120		1,080	140	140	260
奈良	530				530			
鳥取	1,320				1,320	510	510	510
島根	250				250			
岡山	3,100	249	1,128	1,203	520	137	137	2,717
広島	1,560			300	1,260	600	600	900
山口	3,000				3,000	121	121	121
徳島	2,000		762	102	1,136	56	56	920
香川	500			240	260			240
愛媛	1,000				1,000	261	261	261
高知	110			30	80	17	17	47
福岡	1,300		242	65	993	65	65	372
佐賀	900				900	830	830	830
長崎	80				80			
熊本	1,000				1,000			
大分	240			240	0			240
道府県別枠計 ②	246,180	1,697	82,376	34,422	127,685	18,893	18,866	137,361
合計(①+②)	250,000	1,697	82,586	34,542	131,175	19,023	18,996	137,821